

# 神石高原町地域福祉計画

令和4（2022）年3月

神石高原町



# 目次

## 第1編 序論

第1章 計画の策定にあたって	3
1 策定の趣旨	3
2 地域福祉計画を策定する背景	3
(1) 地域共生社会の実現	3
(2) 人々が暮らしていくうえで複雑、複合的課題が顕在化	4
(3) 少子高齢化・人口減少が到来し、地域の持続可能性が脅かされている	4
(4) ウィズコロナによる社会の変化	5
(5) 支援を上手に届ける	5
(6) 地域包括ケアシステムを他の福祉分野へ	5
(7) 住民の主体性を高め、利用者と地域をつなぐ	5
3 地域福祉とは	6
4 地域福祉計画とは	8
(1) 法的根拠	8
(2) 計画に盛り込むべき5つの事項	8
(3) 重層的支援体制整備事業	10
5 長期総合計画及び各個別計画との関係	11
6 計画の期間	12
7 計画の策定体制	13
第2章 現状と課題	14
1 町の現状	14
(1) 少子・高齢化の進行	14
(2) 核家族化と世帯規模の縮小	17
(3) 介護や支援を必要とする人の状況	18
(4) 町内の主な行事	21
(5) NPO活動	21
(6) ボランティア団体	22
(7) 高齢者及び子どもを地域で支え見守る体制について	24
(8) 健康及び生きがいがづくりについて	25
(9) 生活保護の実態について	26
2 地域福祉についての住民の意向	27
(1) 関係団体ヒアリング	27
(2) グループインタビュー	30

## 第2編 計画の基本的な考え方

第1章 地域福祉の将来像と基本的な視点	41
1 地域福祉の将来像	41
2 基本的な視点	43
第2章 計画の基本目標	44
1 計画の基本目標	44
2 施策の体系	46

## 第3編 施策の展開

第1章 気づく	49
1 基本施策の方向性	49
2 基本施策の具体的な取組	50
（1）住民同士の関わりづくり	50
（2）多様な健康づくり	52
（3）地域福祉の意識づくり	54
（4）活動のきっかけ，担い手の育成	55
第2章 つなぐ	57
1 基本施策の方向性	57
2 基本施策の具体的な取組	58
（1）情報提供・相談支援の充実	58
（2）包括的な支援体制・権利擁護の充実	60
（3）福祉サービスの質・量の確保	62
第3章 つくる	64
1 基本施策の方向性	64
2 基本施策の具体的な取組	65
（1）地域共生に向けた環境づくり	65
（2）防災・防犯対策の推進	67
第4章 計画の推進体制	68
1 計画の推進	68
（1）住民，関係団体・機関，行政の協働	68
（2）計画の普及・啓発及び地域福祉活動の発表・紹介の場づくり	68
2 進捗管理と評価	69
3 神石高原町地域福祉活動計画との整合一覧	70

## 参考資料

1 用語解説	73
2 神石高原町地域福祉計画策定委員会設置要綱	78
3 神石高原町地域福祉計画策定委員会委員名簿	80
4 神石高原町地域福祉計画策定検討部会委員名簿	81
5 神石高原町地域福祉計画策定経過	82

# 第 1 編 序論



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 策定の趣旨

地域福祉計画の策定については、平成30(2018)年4月の社会福祉法(昭和26年法律第45号)の一部改正により、任意とされていたものが努力義務とされました。さらに、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置づけられました。

また、地域共生社会の実現に向けた改正社会福祉法等により、それぞれの地域において、地域生活課題に対応する包括的な支援体制の整備が求められています。

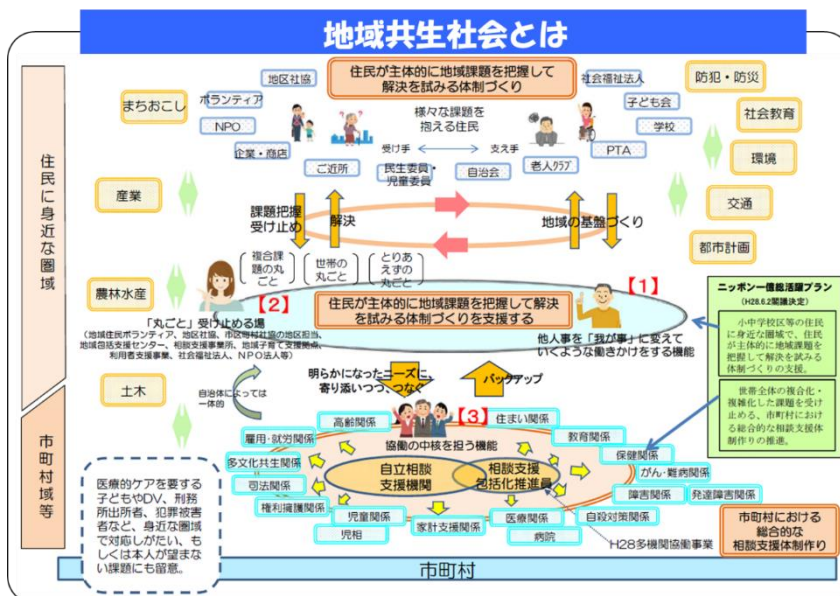
本町では、各福祉施策を個別計画で策定していることから、地域生活課題に対応する包括的な支援体制の整備を進めるため、地域福祉活動計画との連動をしつつ、地域福祉計画の策定を行います。

## 2 地域福祉計画を策定する背景

### (1) 地域共生社会の実現

高齢者、障害者、子ども、生活困窮者等、対象者ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

【地域共生社会実現の全体像イメージ】



## (2) 人々が暮らしていくうえで複雑、複合的課題が顕在化

近年、高齢者や子どもへの虐待、いじめ、ひきこもり、孤独死、景気の低迷を背景とした生活困窮者の増加や定職を持たない若者の増加等、様々な社会問題が顕在化しています。

その中でも高齢の親と無職独身や障害がある50代の子が同居することによる問題（8050問題）や介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケア）、ヤングケアラー等、解決が困難な課題が浮き彫りになっています。

これらは、介護保険制度、障害者支援制度、子ども・子育て支援制度等の単一の制度のみでは解決が困難な課題であり、対象者別・機能別に整備された公的支援についても、課題を世帯としてとらえ、複合的に支援していくこと等が必要とされています。

## (3) 少子高齢化・人口減少が到来し、地域の持続可能性が脅かされている

総人口の減少や少子高齢化、高齢者のみの世帯や単身世帯の増加等を背景として、多くの地域では社会経済の担い手の減少を招き、地域における住民同士のつながり意識の希薄化等、地域の活力や持続可能性を脅かす課題を抱えています。

この構造の変化等を背景として、地域・家庭・職場といった生活の様々な場における支え合いの基盤が弱まる中、暮らしにおける人と人とのつながりを再構築することで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。また、人口減少を乗り越えていくうえで、社会保障や産業等の領域を超えてつながり、地域社会全体を支えていくことが、これまでも増して重要となっています。





#### **(4) ウィズコロナによる社会の変化**

新型コロナウイルス感染症対策による外出自粛やテレワーク、時差出勤に代表される働き方の変化、オンライン会議等が急速に浸透してきた一方で、外出自粛によるストレス等により、家庭内での虐待やDV被害等、以前とは異なる様々な影響が懸念されています。

このような社会の変化や地域住民が抱える新たな課題に的確に対応し、高齢者や障害のある人、子ども、生活困窮者といった対象別の対策だけでは、多様なニーズに十分に応じられない状況が生じており、福祉のあり方も大きく変わっていく必要があります。

#### **(5) 支援を上手に届ける**

同じコストをかけてサービスを提供するにしても、誰が、どのような目的をもって届けるかによって価値が大きく変わります。

現在の地域福祉は、行政の前向きな姿勢、事業所の意識向上、利用者の高い満足度が相互につながる構造ができていない状況にあります。そのために何をすべきかを、地域福祉計画で示し、必要な支援を上手に届ける仕組みづくりが必要です。

#### **(6) 地域包括ケアシステムを他の福祉分野へ**

行政内部においても関係部署の連携を密にし、より効果的なサービスを提供することがますます重要になっています。

また、こうした連携は、地域にもあてはまるものであり、住民同士が相談に乗ったり、助けあったりしてきた、かつての地域の相互扶助機能のように、地域のつながりを広げ、公的なサービスでは対応しにくい領域を相互に支援していく取組が求められています。

#### **(7) 住民の主体性を高め、利用者と地域をつなぐ**

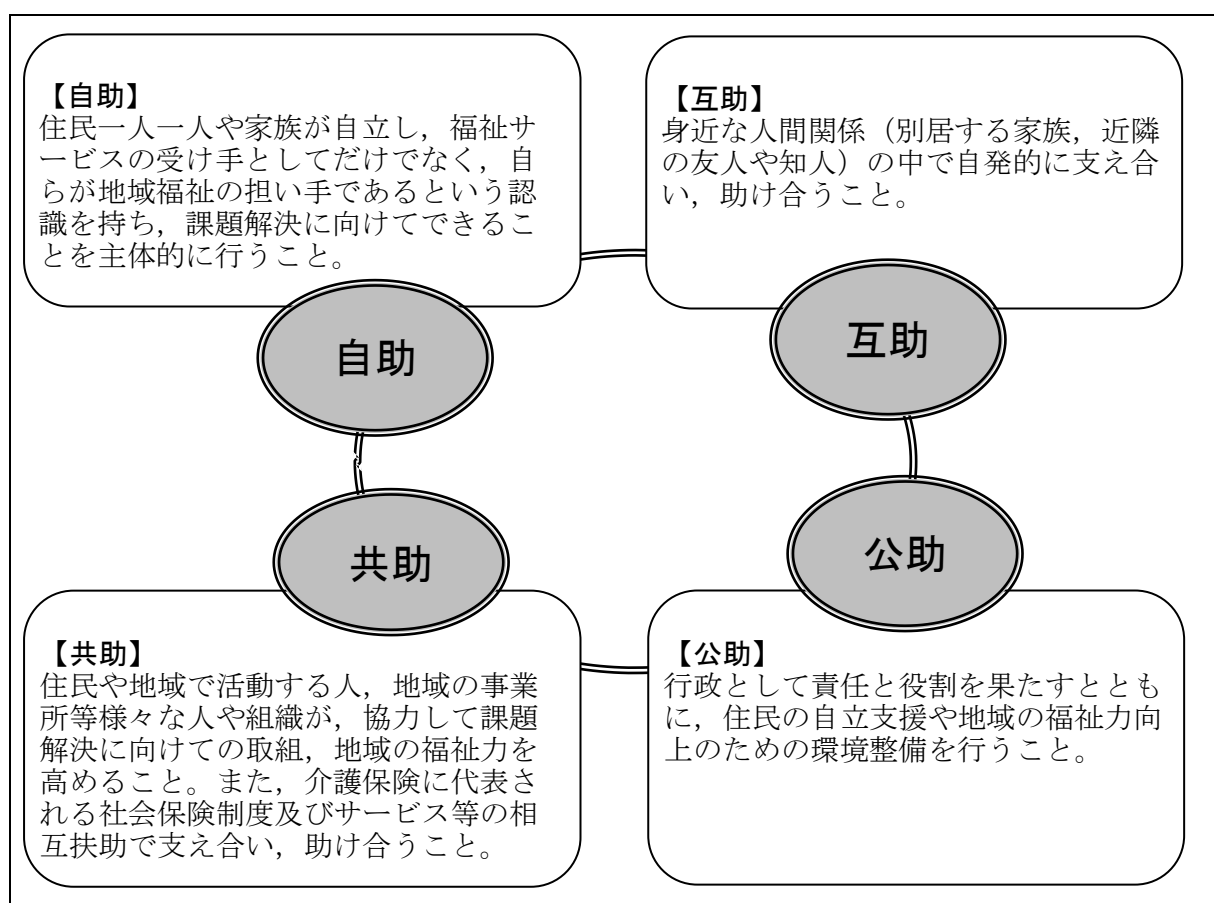
これまで、本町の歴史や文化、風土を活かしながらまちづくりに積極的に取り組んできましたが、人口減少と少子高齢化、地方分権といった時代の流れが一段と進む中で、大規模な災害も発生しており、大きな岐路に立たされています。

今後は、さらに住民がまちづくりに積極的に関わり、自らの地域は自分たちで考えていこうとする意識を大切にしながら、住民と行政が一体となって重層的に取り組んでいくことが求められています。

### 3 地域福祉とは

「地域福祉」の考え方は、社会保障制度に基づく公的なサービスだけでは対応できない細かな支援ニーズに対し、地域としての全体的なつながりを深め、相互に支援しあう仕組みを築き上げていくとともに、「必要な支援を包括的に確保する」という地域包括ケアシステムの理念を普遍化し他の福祉分野へ活用することで、既存の制度による解決が困難な課題に対して対応する取組のことです。

地域福祉を進めるにあたっては、日常生活で起こる問題は、まず、本人が自助努力で解決し、それで無理な時は、本人の身近にいる家族・友人・隣人等が手を差し伸べ、互助で解決する。また、自助と互助ではカバーしきれない場合には、システム化された地域・職域の自治組織、医療や介護の社会保険制度等を活用する相互扶助（共助）、そして、地域で解決できない問題や公的な制度としての保健・医療・福祉等の施策に基づくサービスの提供等、行政でなければできないこと（公助）は行政が中心となって解決するといった、重層的な取組が必要です。



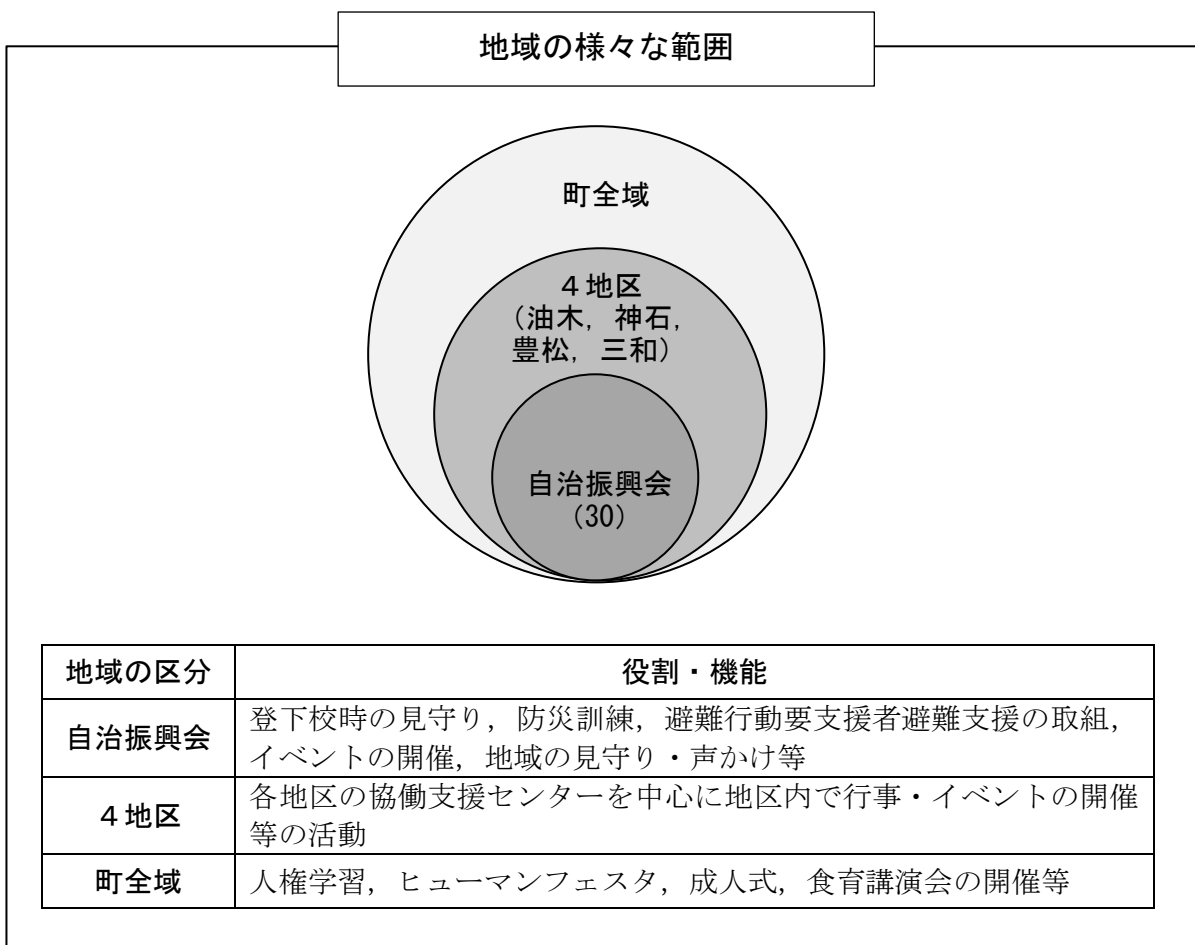
## 【共助でいう地域とは】

「地域」とは、一定の集落や地理的要因等，社会生活を営むうえで，他と区別できる範囲をいいます。

実際の地域福祉の活動状況や地理的な条件によって相違はありますが，おおむね次の図のように整理することができます。

本計画では，自治振興会，4地区（油木，神石，豊松，三和），町全域，それぞれの地縁に基づく様々な社会生活を行う範囲をまとめて地域と表現しています。

地域の区分に応じて，適した役割や機能があると考えられます。



## 4 地域福祉計画とは

### (1) 法的根拠

神石高原町地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、町の将来を見据えた地域福祉のあり方や地域福祉推進のための基本的な施策の方向を定めるものです。

特に、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」や「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」等、これまでの福祉分野別の個別計画の中で掲げられている理念・目標を尊重しながら、地域全体としての福祉のあり方を法の定める事項からとらえ直し、共通する理念や福祉ビジョンを定めるとともに、「自助、互助・共助、公助」の観点から取組の方向を定めます。

#### (市町村地域福祉計画)

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

社会福祉法（抜粋）

### (2) 計画に盛り込むべき5つの事項

国の計画策定ガイドラインでは、「地域福祉計画」の策定にあたって次の5つの事項について具体的な内容を示し、その他の必要な事項を加え計画に盛り込むことが求められています。

### 【計画に盛り込むべき事項】

- ① **地域における高齢者の福祉，障害者の福祉，児童の福祉その他の福祉に関し，共通して取り組むべき事項**
- ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした，福祉以外の様々な分野（まちおこし，商工，農林水産，土木，防犯・防災，社会教育，環境，交通，都市計画等）との連携に関する事項
  - イ 高齢，障害，子ども・子育て等の各福祉分野のうち，特に重点的に取り組む分野に関する事項
  - ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方
  - エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
  - オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービスの展開
  - カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
  - キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
  - ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
  - ケ 市民後見人等の育成や活動支援，判断能力に不安がある者への金銭管理，身元保証人等，地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
  - コ 高齢者，障害者，児童に対する虐待への統一的な対応や，家庭内で虐待を行った養護者，又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
  - サ 保健医療，福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
  - シ 地域における住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
  - ス 地域における住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と，各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
  - セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄付や共同募金等の取組の推進
  - ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
  - タ 全庁的な体制整備
- ② **地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項**
- ア 福祉サービスの利用に関する情報提供や相談支援体制の整備
  - イ 支援の必要な方が必要かつ適切な福祉サービスを利用することができる仕組みづくり
  - ウ サービス利用に結びついていない支援の必要な方への対応
- ③ **地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項**
- ア 制度によるサービスと地域での支え合いやボランティア等が行う支援（インフォーマルサービス）が地域で連携するための体制づくり
  - イ 民間事業者やNPO法人等の幅広い事業者の福祉サービスへの参入促進
  - ウ 事業者の福祉サービスの内容や質が適正であるか点検する仕組みづくり
- ④ **地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項**
- ア 地域における住民，福祉活動団体，NPO法人等の社会福祉活動への支援のための活動拠点の充実
  - イ 地域福祉を推進する人材の育成・確保

#### ⑤包括的な支援体制の整備に関する事項

- ア 住民が「我が事」として地域課題を捉え、その解決に主体的に取り組む環境の整備
- イ アの活動を支援しつつ、住民が発見した複合的な課題を受け止め、支援する場の整備と周知、及び地域生活課題の早期発見
- ウ イでは解決が難しい課題を、専門職が協働し、関係機関との連携によって受け止めていく相談支援体制の整備

資料：「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について（平成 29（2017）年 12 月 12 日づけ通知）第一社会福祉法改正の趣旨について、第三市町村地域福祉計画のガイドライン」

### （3）重層的支援体制整備事業

国は新事業として「重層的支援体制整備事業」を創設することを柱とする社会福祉法等の改正法案（令和 3（2021）年度施行）が閣議決定されました。

この事業が創設された背景として、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化しており、子ども・障害・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では、複雑・複合的な課題や狭間のニーズへの対応が困難になっている現状があります。

従来の分野別の支援体制において、複合的な課題や狭間のニーズに対応するために、属性を問わず相談を受け止める窓口を設置する場合、各制度の補助金等の目的外使用と指摘されないように属性ごとのタイムスタディ等での按分処理が必要となり、市町村の事務負担の増大により実施しにくいという実情がありました。

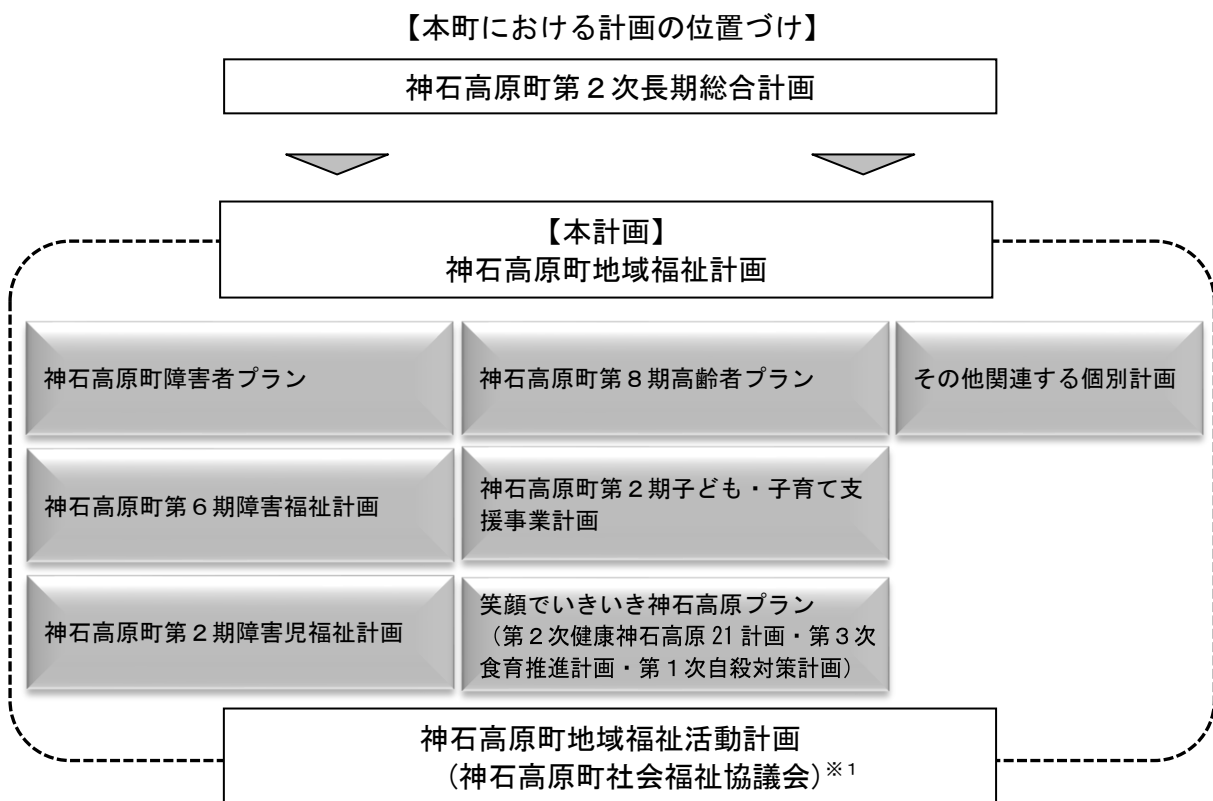
そのため、属性を問わず広く地域住民を対象とした重層的支援体制整備事業を創設し、この事業を実施する市町村に対して交付金を一体的に交付することで、市町村において属性や分野を超えた取組を柔軟に実施することが可能となり、課題を抱える相談者やその世帯への包括的な支援や、地域住民等による地域福祉の推進を展開しやすい仕組みになっています。

今事業は既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域生活課題の解決に助けとなる包括的な支援体制を整備するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業として創設されています。相談者の属性、世代、相談内容に関わらず包括的相談支援事業で包括的に相談を受け止め、複雑化・複合化した事例については多機関協働事業につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関の役割分担を図り、各支援機関の円滑な連携のもとで支援できるようにします。自ら支援につながる人が難しい人の場合は、アウトリーチ等とおした継続的支援事業を、社会との関係性が希薄化し、参加に向けた支援が必要な人には参加支援事業を実施します。また、地域づくり事業をとおして住民同士の支え合う関係性を育み、他事業と関連して社会的孤立の発生や深刻化を予防します。

## 5 長期総合計画及び各個別計画との関係

本計画は、本町のこれからの地域福祉の在り方や地域福祉推進のための取組の方向を定めるもので、保健・福祉等に関連する分野の個別計画を横断的につなぐ、地域福祉を推進するための総合的な計画です。

現状では、高齢者や障害者、子どもといった対象別に個別の計画が策定され、それぞれの根拠法が異なりますが、これらに共通する事項を本計画に盛り込むことで、関連する計画との調和を図ります。本計画を保健・福祉及び生活関連分野と連携した福祉分野の「上位計画」として位置づけることで、制度の縦割りではない包括的な支援を推進できる仕組みの構築を目指します。



※1 神石高原町地域福祉活動計画：平成31（2019）年3月27日に策定された地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画のこと。現在、第3期であり、計画期間は、平成31（2019）年度から令和5（2023）年度の5年間である。

## 6 計画の期間

本計画の期間は、令和4（2022）年度から令和6（2024）年度までの3年間とします。なお、社会情勢の変化や制度の改正、本町の現状の変化等により、適宜、内容について見直しを行う場合があります。

	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
<b>神石高原町 地域福祉計画</b>				<b>神石高原町地域福祉計画</b>			
神石高原町 障害者プラン	神石高原町障害者プラン（平成30（2018）年度～令和9（2027）年度）						
神石高原町第6期 障害福祉計画	第5期		神石高原町第6期障害福祉計画		第7期		
神石高原町第2期 障害児福祉計画	第1期		神石高原町第2期障害児福祉計画		第3期		
神石高原町第8期 高齢者プラン	第7期		神石高原町第8期高齢者プラン		第9期		
神石高原町第2期 子ども・子育て支援事 業計画	神石高原町第2期子ども・子育て支援事業計画						
笑顔でいきいき 神石高原プラン (第2次健康神石高原 21計画・第3次食育推 進計画・第1次自殺対 策計画)	笑顔でいきいき神石高原プラン (第2次健康神石高原21計画・第3次食育推 進計画・第1次自殺対策計画)						

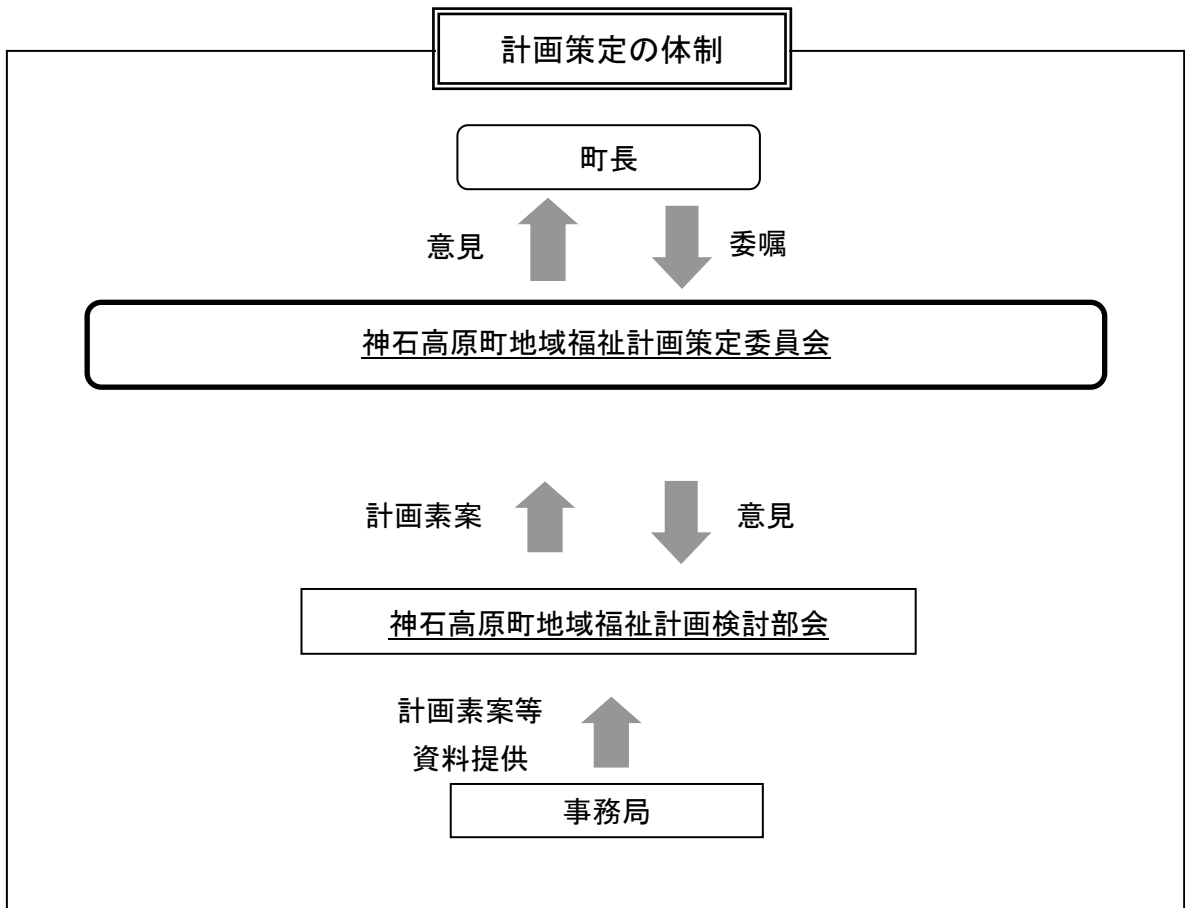
一方、社会福祉協議会が策定する地域福祉の計画として「地域福祉活動計画」があります。「地域福祉活動計画」は、「住民」「地域で福祉活動を行う者」「福祉事業を経営する者」が相互に協力・連携して、地域福祉の推進を目的とする実行的な行動計画として、具体的な取組が明示されたもので、福祉活動を行う地域住民やボランティア等の自主的・自発的な取組について体系化した、民間活動の自主的な行動計画として策定します。

本計画は、社会福祉協議会が策定する「神石高原町社会福祉協議会第3期地域福祉活動計画」とも連携を図りながら、共に地域福祉の取組を推進することとします。



## 7 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、社会福祉関係者や各種団体、組織の関係者等から構成される「神石高原町地域福祉計画策定委員会」に諮り、計画の原案や重要事項等を審議しました。



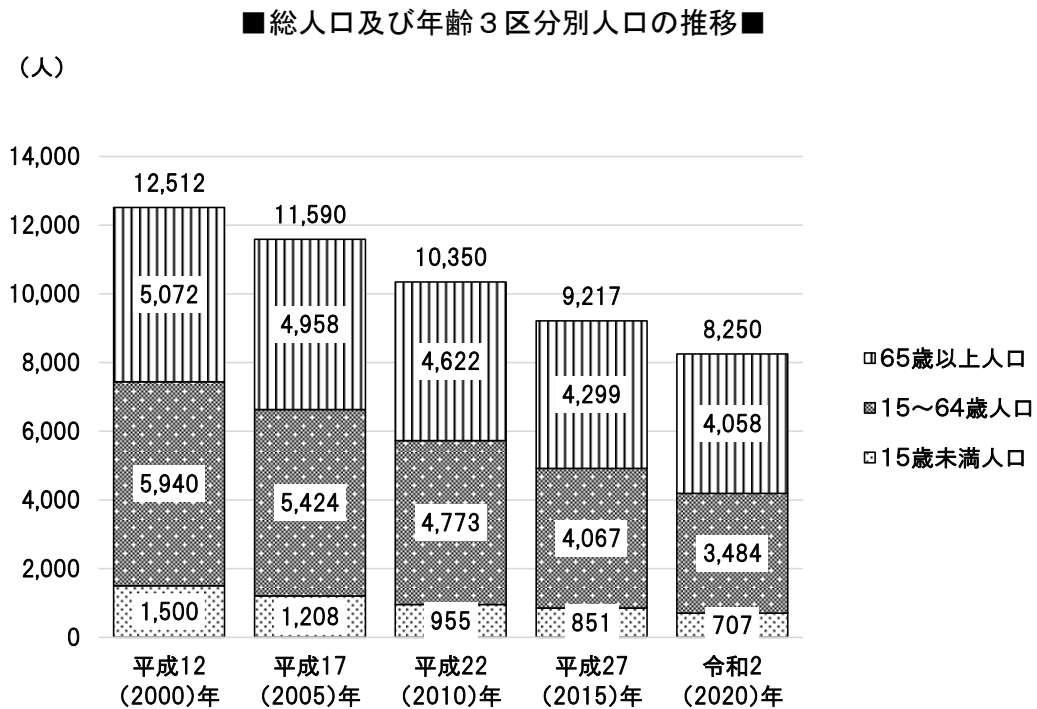
## 第2章 現状と課題

### 1 町の現状

#### (1) 少子・高齢化の進行

##### ①人口の推移

○国勢調査の推移をみると、本町の総人口及び年齢3区分別人口は、いずれも緩やかな減少傾向となっています。

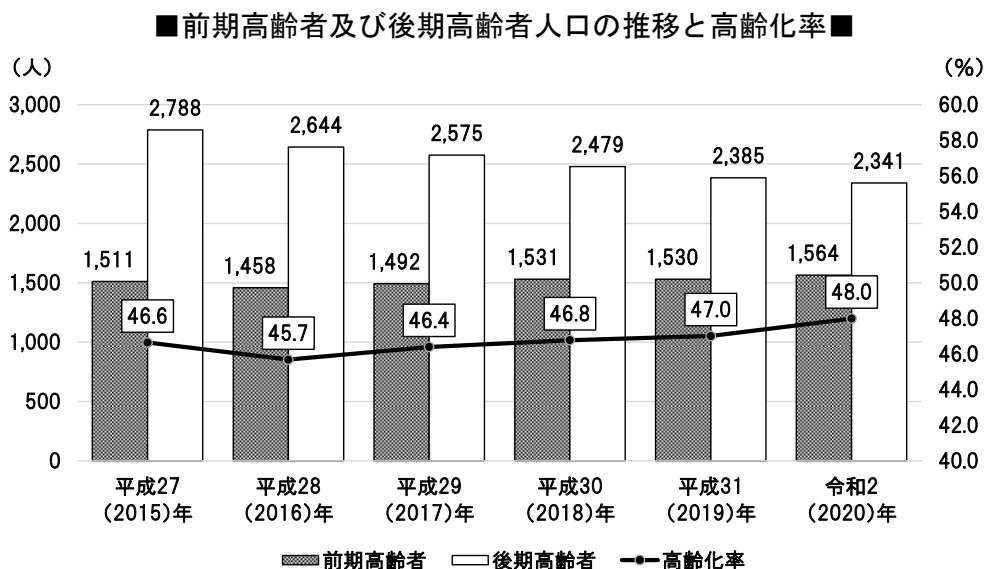


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

※総人口は年齢不詳分が含まれているため、必ずしも年齢3区分別人口の合計値と一致しない

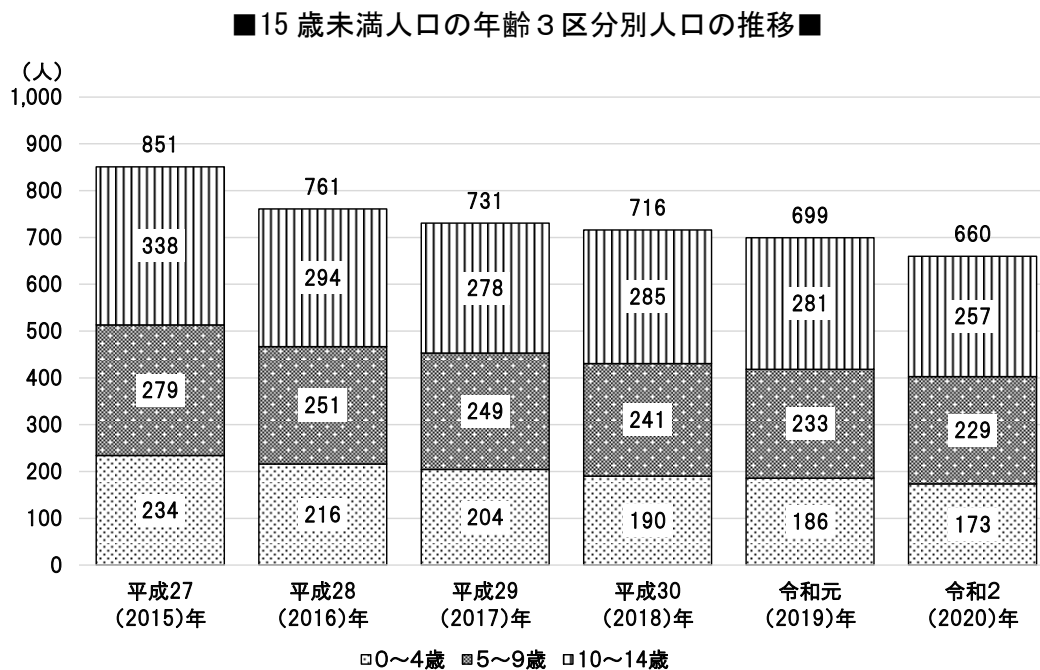
### ②前期高齢者及び後期高齢者人口の推移と高齢化率の推移

○本町の国勢調査に基づく広島県人口移動統計調査による高齢者人口は、前期高齢者は平成28(2016)年以降、それまでの減少から増加に転じています。反対に後期高齢者は平成27(2015)年以降、減少傾向が続いています。高齢化率は、平成28(2016)年以降増加傾向にあります。



### ③15歳未満人口の推移

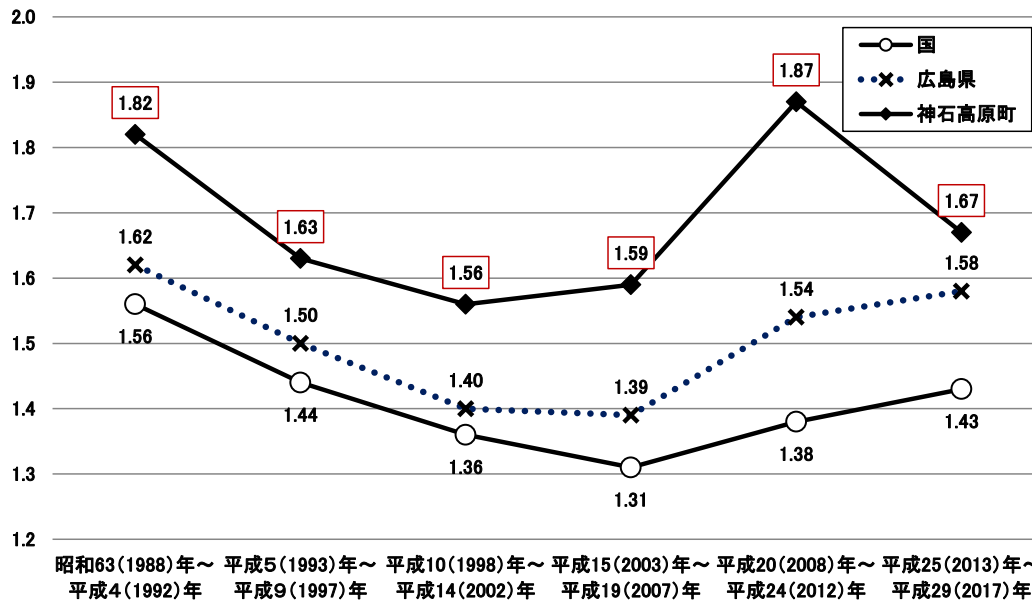
○本町の国勢調査に基づく広島県人口移動統計調査による15歳未満人口は、平成27(2015)年以降全ての年齢区分において、一部を除き減少傾向が続いています。



#### ④合計特殊出生率（ベイズ推定値※<sup>1</sup>）の推移

○本町の合計特殊出生率をみると、平成10（1998）年～平成14（2002）年以降増加に転じていましたが、平成25（2013）年～平成29（2017）年では一旦減少しています。しかし、依然として国・県よりも高い水準で推移しています。

■ 合計特殊出生率の推移 ■



資料：人口動態保健所・市区町村別統計（人口動態統計特殊報告）

#### ※1 ベイズ推定値

小地域間の比較や経年的な動向を合計特殊出生率でみる場合、特に出生数が少ない場合には、数値が大幅に上下し、その地域の出生の動向を把握することが困難となる。これは、標本数(出生数)が少ないために、偶然変動の影響を受け、数値が不安定な動きを示すためであり、このような場合、観測データ以外にも対象に関する情報を推定に反映させることが可能な「ベイズ推定」が有力な手法となる。

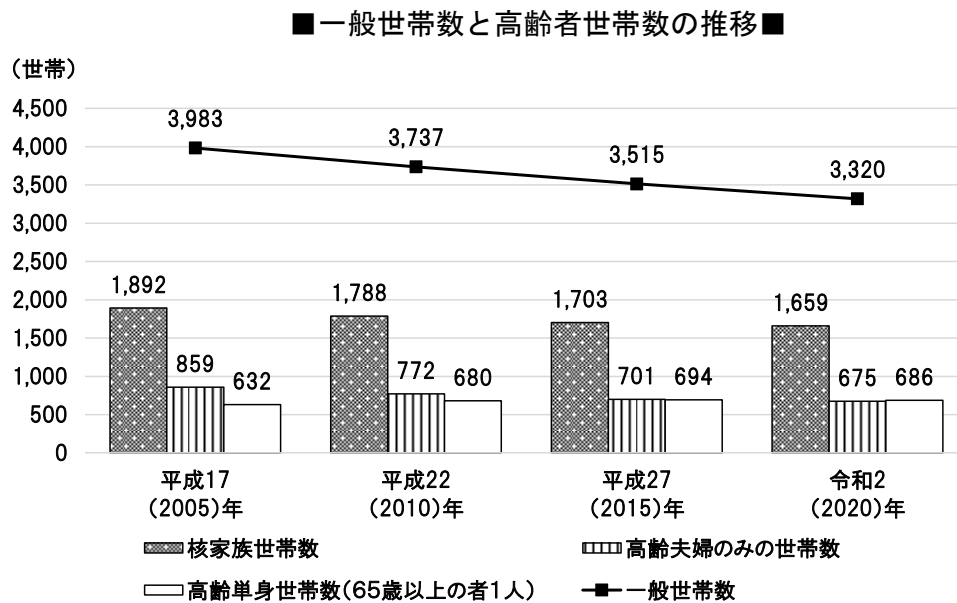
具体的には、当該自治体を含むより広い地域である二次医療圏のグループの出生の状況を情報として活用し、これと各自自治体固有の出生数等の観測データとを総合化して当該自治体の合計特殊出生率を推定するものである。

このように「ベイズ推定」の手法を適用することにより、小地域に特有なデータの不安定性を緩和し、安定的な推定を行うことが可能となる。

## (2) 核家族化と世帯規模の縮小

### ①一般世帯数と高齢者世帯数の推移

- 平成 17 (2005) 年から令和 2 (2020) 年までの 15 年間で、一般世帯数は緩やかに減少しています。
- このうち、65 歳以上の高齢単身世帯数は増加傾向にありましたが、令和 2 (2020) 年では減少に転じています。



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

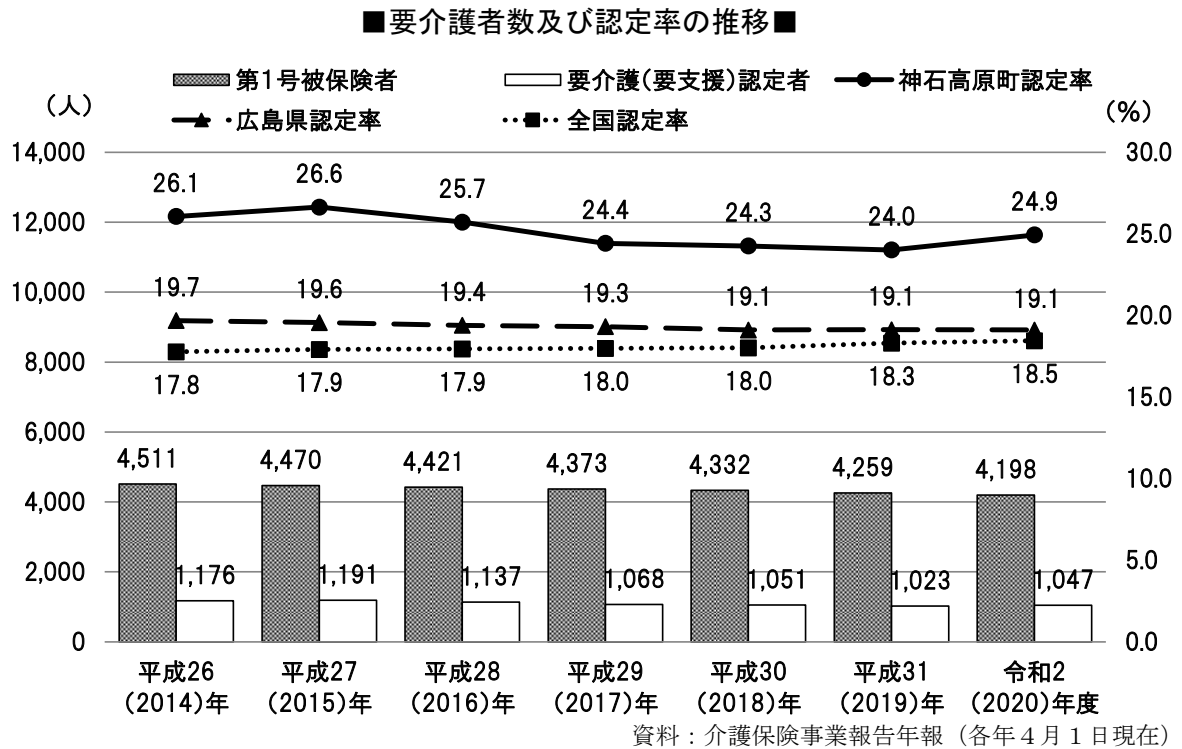


### (3) 介護や支援を必要とする人の状況

#### ① 要介護者数及び認定率の推移

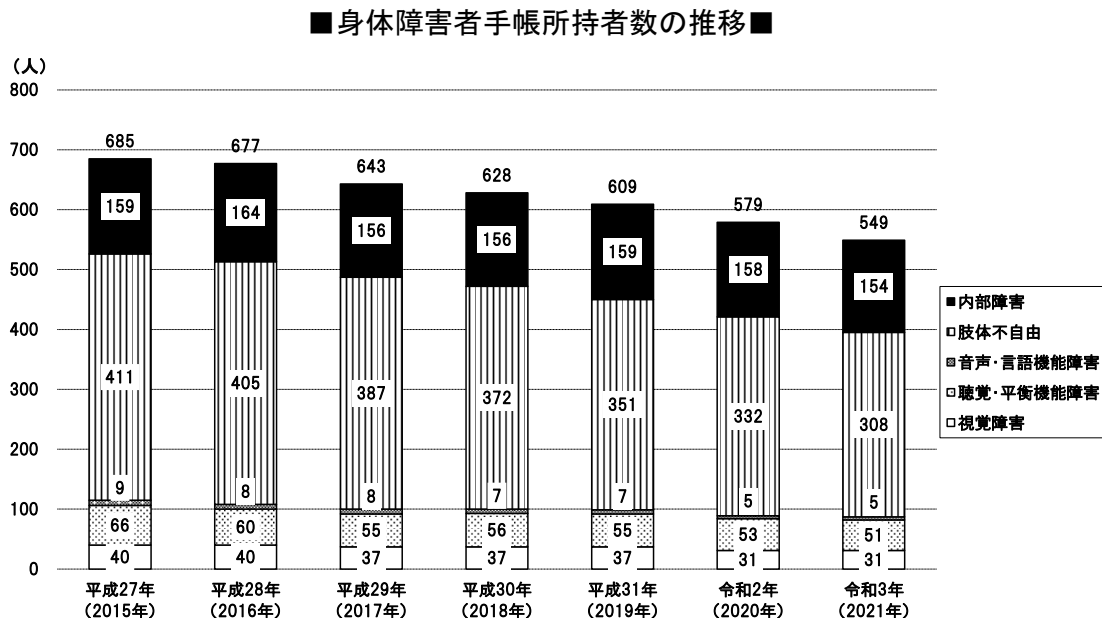
○本町の要介護（要支援）認定者数をみると、平成 29（2017）年以降おおむね 1,050 人前後で推移しています。

○同時期の本町の認定率は 24% 台で推移しており、全国、県の認定率よりいずれも高い水準で推移しています。



### ②身体障害者手帳所持者数の推移

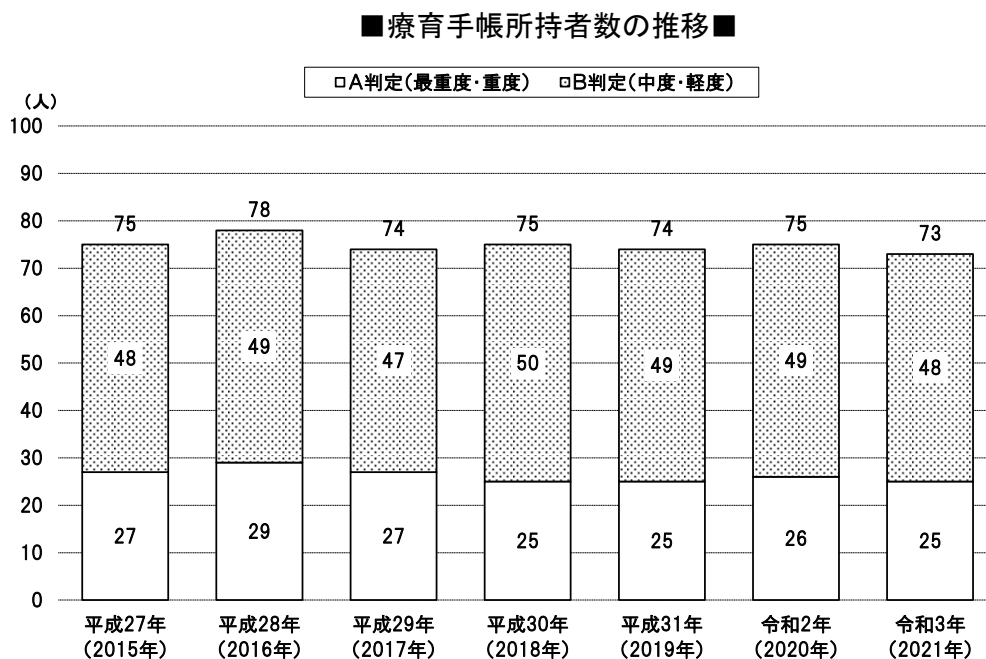
○本町の身体障害者手帳所持者数をみると、平成 27（2015）年の 685 人から令和 3（2021）年には 549 人と減少傾向となっています。



資料：保健福祉課（各年 3 月末現在）

### ③療育手帳所持者数の推移

○本町の療育手帳所持者数をみると、平成 27（2015）年から令和 3（2021）年にかけて、75 人前後で推移しています。

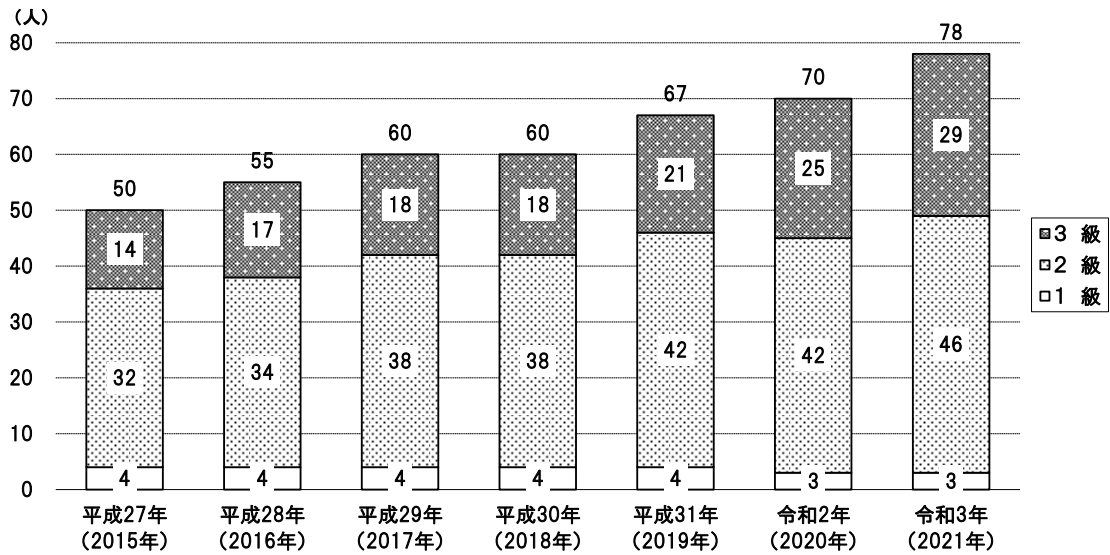


資料：保健福祉課（各年 3 月末現在）

#### ④精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

○本町の精神障害者保健福祉手帳所持者数をみると、平成 27（2015）年から令和 3（2021）年にかけて、28 人増加しています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移■



資料：保健福祉課（各年3月末現在）



#### (4) 町内の主な行事

##### ■町内の主な行事■

時期	行事名
1月	神石高原町消防団出初式, とんど祭り 文化祭, ふれあい大会
2月	
3月	卒業式, 保育所退所式, 芸能祭
4月	入学式, 保育所入所式
5月	各地区運動会
6月	総合健診, 山ゆりの里ゆり祭り, 豊松ほたる祭り
7月	ヒメボタルを観る夕べ, 井関・大矢納涼花火大会
8月	成人式, 夏祭り, 盆踊り, 田舎体験しませんか? 歩行会
9月	運動会, 敬老会 ※9月末から11月にかけて町内各地の秋祭り
10月	地区フェスティバル, 老人福祉大会
11月	敬老福祉大会
12月	子どもクリスマス会, イルミネーション

資料：関係各課, 各地区社会福祉協議会

#### (5) NPO活動

##### ■NPO活動■

団体名	活動内容
高齢社会を生きる会	介護支援, 地域福祉活動
n i n a 神石高原	社会支援
ピースウィンズ・ジャパン	災害・人道支援, 動物愛護
オーガニック&メディカル七福神	食と健康への意識向上の推進
フェアトラベルジャパン	旅行を媒体とした地域社会の活性化
とよまつむら	交流サロン等の運営による地域づくり
神石高原つたえるネット	文化・伝統等の伝承, 児童・生徒健全育成
神石高原民の力プロジェクト	農業を基幹とした地域の活性化
地域再生プロジェクト	調査研究をとおした地域社会の活性化, 公益の増進

資料：広島県提供資料

## (6) ボランティア団体

### ①ボランティアセンター登録団体(社会福祉協議会)

団体名	分類	活動内容
こだまの会	障害者支援	朗読(町広報・社協広報等)
カンガルークラブ	子育て支援	子育てサークル

資料：神石高原町社会福祉協議会(令和3年3月末現在)

### ②福祉関係団体

団体名	対象 <sup>※1</sup>	活動内容
神石高原町遺族会	戦傷没者遺族 239人 (令和3年3月末現在)	各種手続きの指導相談, 式典への参加, 会員相互の交流や親睦, 研修
神石高原町母子寡婦福祉会	母子寡婦 会員23人 (令和3年7月1日現在)	母子寡婦家庭の生活の安定向上のための自立促進事業, 親睦や交流や研修
神石高原町身体障害者福祉会	身体障害者 59人 (令和2年4月15日現在)	地域生活支援, 啓発, 研修, 学習, 社会参加の促進, 会員相互の親睦
神石高原町原爆被爆者協議会	原爆被爆者 会員39人 (令和2年6月24日現在)	医療・援護の相談や指導, 式典への参加
民生委員・児童委員	住民	地域の見守り, 相談支援活動
主任児童委員	児童	児童の見守り, 相談支援活動
神石高原サロン連絡協議会	障害のある人及び家族	福祉の増進, 向上並びに福祉のまちづくりに関する研修
神石高原町知的障害者家族の会	家族及び会の賛同者 会員17人 (令和3年3月末現在)	会員相互が手をつなぎ知的障害のある人(児童)の人権を守り, その福祉の増進及び教育の向上を図る。
神石高原町精神障害者家族会	家族 会員11人 (令和3年3月末現在)	精神保健福祉の理解と正しい知識の普及啓発, 家族会員相互の親睦を図る。
神石高原町老人クラブ連合会	老人 会員1,052人 (令和3年4月1日現在)	会員相互の親睦と交流, 体力づくり等。
神石高原町社会福祉協議会	住民	地域福祉の推進。
神石高原町国民健康保険運営協議会	国民健康保険対象者	事業の運営について意見交換や調査, 審議を行い, 町長へ答申を行う。(運営委員12人)

資料：保健福祉課(令和3年4月末現在)

※1：対象者, 対象分野等を示す。

### ③衛生関係団体

団体名	対象 <sup>※1</sup>	活動内容
神石郡食品衛生協会	飲食業者	食品衛生指導員育成，指導員による巡回指導，食品衛生責任者実務講習会等
保健委員	健康づくり	自主的な健康づくり，介護予防，健康なまちづくり推進
神石高原町歯科衛生連絡協議会	歯科保健	歯科衛生に関する総合的な連絡調整，歯科保健に関する普及啓発，歯科保健事業の推進等
神石高原町公衆衛生推進協議会	公衆衛生	環境を守る事業，不法投棄対策，粗大ごみ集団回収等
神石高原町上下水道運営委員会	上下水道	事業の運営についての調査研究及び協議，意見を答申
母子推進員	母子保健	妊産婦・乳幼児の家庭訪問，乳児健診

資料：環境衛生課（令和3年3月末現在）

保健福祉課（令和3年3月現在）

子育て応援課（令和3年4月末現在）

### ④教育関係団体

団体名	対象 <sup>※1</sup>	活動内容
文化財保護委員	歴史・文化資源	歴史・文化資源の保存・継承活動
神石高原町スポーツ協会	住民	スポーツ振興，スポーツ団体の育成
神石高原町スポーツ推進委員協議会	住民	スポーツ振興，普及
絵本の会「ゆきんこ」	母子，学童	読み聞かせの会
青少年育成神石高原町民会議	青少年	青少年の健全育成
神石郡PTA連合会	小・中学生の保護者	健全な子どもの心を育てる環境づくり

資料：未来創造課（令和3年3月末現在）

※1：対象者，対象分野等を示す。

### ⑤地域関係団体

団体名	対象 <sup>※1</sup>	活動内容
消防団	地域福祉	防災活動
自主防災組織	地域福祉	地域防災活動（30組織）
神石高原町女性会	女性	女性問題解決，地域づくり，青少年健全育成
神石高原町自治振興連絡協議会	住民	地域づくり
神石高原町青年会	青年（町内居住又は勤務）	地域貢献，行事の主催及び参加，会員同士の交流
神石高原町シルバー人材センター	高齢者	高齢者の生きがい対策として，地域に密着した仕事を有償で引き受ける
神石高原町協働支援センター連絡会議	住民	地域づくり

資料：総務課（令和3年6月末現在）

### ⑥その他団体

団体名	対象 <sup>※1</sup>	活動内容
神石地区高齢者介護研究会	住民	認知症予防等の講演会や映画会の開催
神石帝釈峡ライオンズクラブ	住民	あいさつ運動，帝釈峡湖水の保全や落ち葉清掃，神石小学校付近の散策コース草刈り
神石高原ライオンズクラブ	住民	平和ポスター募集，献血の推進，薬物乱用講座開催，グランドゴルフ大会開催，清掃活動，あいさつ運動
神石高原商工会	商工業者	経営課題への対応や社会的地位の向上を図る等

資料：保健福祉課調べ

※1：対象者，対象分野等を示す。

## （7）高齢者及び子どもを地域で支え見守る体制について

### ①地区別自治振興会・班，世帯数及び人口

地区	自治振興会数	班数	世帯数（世帯）	人口（人）	1世帯当たり人数（人）	65歳以上人口（人）	高齢化率（%）
油木	9	57	964	2,013	2	1,042	51.76
神石	9	56	872	1,790	2	970	54.18
豊松	4	51	550	1,163	2	643	55.28
三和	8	65	1,527	3,636	2	1,495	41.11
計	30	229	3,913	8,602	2	4,150	48.24

資料：住民課（令和3年6月末現在）

②地区別民生委員・児童委員，主任児童委員及び母子推進員

地区	民生委員・児童委員数 (人)	(再掲)主任児童委員数 (人)	母子推進員数 (人)
油木	14	(1)	2
神石	12	(1)	1
豊松	7	(1)	1
三和	16	(1)	2
計	49	(4)	6

資料：「民生委員・主任児童委員数」保健福祉課（令和3年7月末現在）

資料：「母子推進員数」子育て応援課（令和3年4月末現在）

(8) 健康及び生きがいづくりについて

①特定健康診査受診者・受診率

対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
1,588	813	51.2

資料：保健福祉課 法定報告（令和元年度）

②シルバー人材センター会員・老人クラブ会員数

地区	シルバー人材センター会員数 (人)	老人クラブ会員数 (人)
油木	95	435
神石	60	111
豊松	44	105
三和	69	438
計	268	1,089

資料：「シルバー人材センター会員数」保健福祉課（令和3年7月1日現在）

資料：「老人クラブ会員数」保健福祉課（令和3年3月末現在）

③サロン数・通いの場数

地区	サロン数	通いの場
油木	15	8
神石	9	4
豊松	20	4
三和	28	13
計	72	29

資料：「サロン数」社会福祉協議会（令和3年3月末）

資料：「通いの場」保健福祉課（令和3年3月末現在）

④告知端末の「安心通知」登録者数

地区	令和2 (2020)年(人)
油木	50
神石	59
豊松	42
三和	114
計	265

資料：未来創造課（令和3年7月1日現在）

(9) 生活保護の実態について

①保護世帯数・保護人員・保護率

	平成27 (2015)年	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年
保護世帯数 (世帯)	27	35	37	39	35	27
保護人数 (人)	28	37	39	43	39	29
保護率(%)	2.99	4.05	4.34	4.91	4.55	3.48

資料：保健福祉課（各年度末現在）

## 2 地域福祉についての住民の意向

### (1) 関係団体ヒアリング

#### ①実施概要

##### ■関係団体ヒアリングの目的

神石高原町地域福祉計画の策定にあたり、住民と行政とが新たなパートナーシップを確立し、新しい福祉のまちづくり、地域共生社会の実現のため、計画の策定段階における住民参画の一環として、町内で活動する関係団体・組織の責任者や実務者等を対象に関係団体ヒアリングを実施しました。

##### ■関係団体ヒアリングにおける事前調査項目

参加者には、次の項目による事前調査書を記入いただいたうえで、ヒアリングを実施しました。

- ・団体の主な活動内容
- ・現在、活動している中で、感じている問題点・課題
- ・他の団体や組織と連携・協力して活動している内容
- ・町と連携・協力して活動している内容
- ・災害時などで団体が協力できる内容
- ・地域活動をさらに活性化させるために必要な取組

##### ■関係団体ヒアリングの実施時期及び対象団体

ヒアリングは、次の表のとおり実施しました。

実施日時	対象団体
令和3年7月19日（月）15：00～	・神石高原町社会福祉協議会 ・神石高原町民生委員児童委員協議会 ・神石高原町自治振興連絡協議会 ・神石高原町地域自立支援協議会
令和3年7月19日（月）19：00～	・神石高原町青年会 ・神石高原町PTA連合会
令和3年7月21日（水）10：00～	・神石高原町シルバー人材センター ・神石高原商工会
令和3年7月21日（水）13：30～	・神石高原町女性会 ・神石高原町老人クラブ連合会

## ②結果

### ■現在、活動している中で、感じている現状及び問題点・課題

- ・地域のボランティア、サロン世話役等が高齢化しており、次代の担い手が不足している。
- ・コロナ禍であり、一人暮らし高齢者に対しては訪問ができず、気づき等の確認が十分でない。
- ・福祉サービス等に関する情報量が多いが、個人個人によって情報がうまく伝わっていない。
- ・障害者については、障害者の悩みや自立支援の内容がわからないことがあり、障害者団体等関係団体との話し合いの場が必要である。
- ・それぞれの団体に所属していても、個人としていろいろな場に参加しており、自主的な横軸のつながりがある。
- ・本町には「名人に学ぼう」という風土がある。
- ・「子育て世代応援宣言店舗」は子育て世代を応援しようということで募集しており、子育て世帯が必要な商品を取り寄せる等できることをアピールしている。
- ・本町には、地域の子は地域で育てたいという想いがある。

### ■他団体や組織との連携・協力の状況

- ・社会福祉協議会としては、自治振興会、シルバー人材センター、民生委員・児童委員等生活支援体制整備事業関連団体・組織や地区社協との連携をしており、全体をコーディネートしながら神石高原町らしさを出していく必要がある。
- ・民生委員児童委員協議会は、地域包括支援センター、社会福祉協議会、行政、学校等と連携している。
- ・個々の自治振興会と地域の団体・組織との連携は強い。
- ・子どもたちは、地域運動会、神楽、地域のまつりや高齢者とのふれあい等で関係団体等をとおして地域と関わっている。
- ・関係団体間の連携等の中で、若年者への参加要請に対しては、若年層が負担感を感じる側面がある。

### ■町との連携・協力の状況

- ・買い物、見守り等生活支援事業において生活困窮者へのケア等支援の内容が多岐にわたり、今後、町との連携はより強固なものが必要である。
- ・商売をする人は、福祉に貢献するという視点では、高齢者等への気づきを大切にしている。ただ、個人情報との絡みがあり、人間関係ができていない場合は、気づいたことがあった時、どこに通報すればいいのかわからないことがあり、役場に情報を集める場がほしい。



#### ■災害時等での協力内容について

- ・民生委員児童委員協議会では，自治振興会との連携により，災害時の情報共有等連携はできている。
- ・個々の自治振興会は災害時には大きな役割を果たしている。

#### ■今後の地域福祉の活性化について

- ・一人暮らし高齢者が孤独にならないように声かけや見守りに努める。
- ・「ふれあい」は地域福祉には必要であるが，本町にはその素地があり，神石高原町らしい仕組みづくりが必要である。
- ・本町は，子どもを大切にする風土がある。また，子どもと高齢者とのつながりが強く，地域での情報共有ができている。
- ・全てのものを必ずしも4地区に分ける必要はない。
- ・本町には，女性が気軽に集まる場所がない。



第2回 神石高原町地域福祉計画策定委員会  
令和3年11月26日（金）

## (2) グループインタビュー

### ①実施概要

#### ■グループインタビューの目的と実施方法

神石高原町地域福祉計画の策定にあたり、地域の様々なライフステージの方々に、地域における福祉に関する問題点や課題、今後の取組についての意見や行政との連携のあり方等、様々な視点から様々な意見を聞き、計画に反映することを目的として、グループインタビューを実施しました。

グループインタビューは座談会形式の集団面接調査で、司会者が話題を提示し、対象者がグループで話し合います。グループで話題をやりとりすることで、活発な意見や有益なアイデアを聴取することができます。

#### ■グループインタビューにおける事前調査項目

参加者には、次の項目による事前調書を記入いただいたうえで、グループインタビューを実施しました。

- ・生活をするうえでの心配事
- ・心配事に対してあなた自身や隣近所で協力してできること
- ・心配事に対して地域の人やボランティアにしてほしいことや手伝ってほしいこと、「あったらいいな」と思う支え合い活動
- ・高齢者や障害者、子どもがいる世帯等に対して、あなた自身や隣近所で協力してできること
- ・あなた自身や隣近所で協力してできる災害時の助け合いや協力
- ・その他、自由意見

#### ■グループインタビューの対象者

油木地区、神石地区、豊松地区、三和地区在住の住民及び油木高校生で、各地区の参加者の所属等は次のとおりです。

- ・協働支援センター
- ・高齢者代表 老人クラブ連合会
- ・女性代表 神石高原町女性会
- ・子育て世代代表 保育所保護者会
- ・成人代表 神石高原町青年会
- ・外国人（世話役含む）
- ・民生委員・児童委員代表
- ・商工会女性部代表
- ・商工会青年部代表

広島県立油木高等学校は、3年生の3名の高校生が参加しました。

■グループインタビューの実施時期及び実施場所

グループインタビューは、次の表のとおり実施しました。

対象	実施日時	実施場所
油木高校生	令和3年8月10日（火）10：00～	・油木高等学校内教室
三和地区	令和3年8月10日（火）19：00～	・三和協働支援センター 2階視聴覚研修室
油木地区	令和3年10月1日（金）19：00～ （Web会議）	・油木支所 会議室
神石地区	令和3年10月5日（火）19：00～	・総合交流センターじんせきの里 多目的研修室
豊松地区	令和3年10月6日（水）19：00～	・豊松基幹センター 大ホール



神石地区グループインタビュー  
令和3年10月5日（火）



豊松地区グループインタビュー  
令和3年10月6日（水）

## ②結果（実施日時・実施場所の順序で記載）

### a 油木高等学校

#### ■現在取り組んでいる地域活動について

- ・本町は、人口減少が課題であり、来町者を増やすため、本町の環境条件の厳しさを踏まえて「脱スマホ合宿」を企画しました。
- ・三和協働支援センターの依頼によりマスコットキャラクター「さんわ鳥とその仲間たち」を10案程度作成しました。

#### ■現在感じている地域課題や対応策について

- ・硬式野球部の活動をとおして子どもとのつながりが多くあり、高齢者とのつながりにしても無料チケットを配布し野球観戦にきてもらう企画を実施したい。
- ・福祉はコミュニケーションをとることが大事だと思う。音楽が好きな人は30代、40代についてはイベントをとおしてつながっており、これが地域課題の解決の取組につながっていくのではないかと思う。
- ・神石高原町の高齢者は自分の農地を一人で農業をしていることがほとんどであるが、高齢者同士の手伝いだけでは足りない。若い人たちの力が必要と考えている。
- ・子どもたちとは、野菜づくりや花壇の手入れ等で油木小学校をとおして関わりがある。
- ・障害者や障害児との触れ合いについては、毎年学園祭でバザーを一緒に行っている。

#### ■外国人等最近の多様性の問題について

- ・外国人が働いている工場見学等の交流をとおしてコミュニケーションができる機会があれば、彼らの習慣等を知ることができるので、互いの言葉を教えあう機会があればよいと思う。
- ・LGBTについては、当事者を知る機会等をとおして差別することではなく、共感する、受け入れる等、友達関係になればいいと思う。

### b 三和地区

#### ■生活をするうえでの心配事と自助・互助・共助

##### [自助・互助]

##### **全体**

- ・高齢者や子どもの送迎支援をする。

##### **高齢者**

- ・親が要介護状態になった時に利用できる介護サービスについて、情報収集や情報共有を図る。
- ・買い物、通院時の運転代行、ネット販売の利用支援のためのスマートフォン、インターネットの使用方法の指導を行う。
- ・一人暮らし高齢者に対して、安心して地域で生活できるように、隣近所で取り組むことができる範囲で、話し相手やゴミ出しの支援を行う。

- ・高齢者同士の日頃からの日常的な付き合いをとおして、健康、体力、栄養面の知識を高め、実践する。
- ・見守り、声かけが地域福祉の原点だと考えており、その最小単位として、隣家を中心とした小組（４戸程度）の連絡網で高齢者世帯に対する個人情報を中心に助け合い活動を行うことが大切である。
- ・日頃から高齢者に歩み寄る、相手を知ろうとする気持ちが大切である。

#### **子ども・次世代**

- ・小児科がなく、福山等まで行かないといけない状況であり、隣近所での送迎を検討する。
- ・新しい団地においてはつながりが希薄であり、数軒単位のコミュニケーションづくりから始める。
- ・共働き世帯における隣近所での子どもの一時預かりについては、日頃から、見守る人が、子どもと会話したり、触れ合ったりする環境づくりをしておく。

#### **その他**

- ・外国人に対して簡単な日本語を教える。

#### **[共助]**

#### **全体**

- ・地区内で高齢者、障害者、子どもたちとの交流を深める機会をつくる。

#### **高齢者**

- ・認知症高齢者への支援として、地域住民を対象にした勉強会を開催する。
- ・地区内で買い物、通院等目的地ごとに交代で車代行を実施する。
- ・高齢になっても地域で生活し続けたいと思う人たちの課題を住民同士で話し合う会議を設け、専門機関につなげる等、高齢者が困っていること、支援してほしいことを地域の人に伝えてくれる環境づくりをする。
- ・高齢者等に対して、地域行事への参加を呼びかける。

#### **子ども・次世代**

- ・共働きの場合、子どもを夜間（最大 12 時間まで）に預けられる施設等を検討する。

#### **その他**

- ・日本語クラスを設ける。
- ・外国人との交流会（相談に乗る等）を開催する。

### **■災害時での自助・互助**

- ・隣近所で集まって、危険な場所を確認する等、避難場所を知る。
- ・自主防災組織においても、小組（４戸程度）が要である。
- ・避難する際の避難場所への誘導や送迎や、避難場所の設置・運営の手伝いをする。
- ・班内で各世帯の情報把握を行う。
- ・避難行動要支援者名簿等を活用した「防災福祉マップ」を作成する。

### **■そのほか、自由意見**

- ・外国人の力を借りて、町の活性化を図る。

- ・介護予防や地域福祉活動，ボランティア活動に取り組むきっかけとなる研修会を開催する。
- ・サービスを受ける側と提供する側に分けることなく，相互に地域全体で自分のできることと協力する体制づくりをする。
- ・金銭的に豊かになりたい人や小さなしあわせが欲しい人等年代や育った環境で福祉に対するしあわせ感が異なる。

### c 油木地区

#### ■生活をするうえでの心配事と自助・互助・共助

##### [自助・互助]

##### 全体

- ・高齢者，障害者，子育て家庭への地域行事等への誘い，交流の場をつくる。

##### 高齢者

- ・高齢者等への日頃からの気軽な声かけ，訪問，話し合いの機会をつくるとともに，最小単位としての「班」を活用する等，隣近所とは日頃からコミュニケーションをとる等，情報共有を図る。

##### 子ども・次世代

- ・小児科通院のための隣近所での送迎を検討する。
- ・登下校の安全確保のため，人通りが多いところまでの見守り，通学路の安全確保等の確認等を行う。
- ・子どもを見かけたらあいさつをする，声かけをする。

##### [共助]

##### 高齢者

- ・買い物支援については有償を考える。
- ・急に具合が悪くなった場合等のためワンアクションで連絡が取れる，SOSが送れるシステムを検討する。
- ・高齢者のケガ等の発生前の見回りや訪問活動での心配事を聞き，必要に応じて行政への取次や申請の支援を行う。

##### 子ども・次世代

- ・子どもの登下校時にボランティアによる見守り支援を検討する。
- ・学校の空き教室を活用して，子どもと大人がともに学べる環境づくりを行う。

##### 障害者

- ・障害者に対しては，小学生から障害を知るための勉強会が必要である。

##### その他

- ・LGBTについては，何かをするのではなく，受け入れることが大切である。

#### ■災害時での自助・互助

- ・地域で，要援護者の避難体制の検討や防災訓練を定期的で開催する等，綿密な計画，シミュレーションをしておく。

- ・避難指示が出た場合の声かけにより避難を促し，地域で避難所までの送迎や買い物支援をする。

#### ■そのほか，自由意見

- ・一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が今後さらに増える中で，当事者の方が「住みやすい町」とはどういうものかを知りたい。

#### d 神石地区

#### ■生活をするうえでの心配事と自助・互助・共助

##### [自助・互助]

##### 高齢者

- ・一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯に対する毎日の訪問や買い物支援等，困り事の手伝いや行事等へは声かけをして参加を促す。
- ・高齢者自身が勉強会に参加し，認知症の理解を深める，自分自身が認知症になった時の「備え」について学ぶ等，地域で共有していく。
- ・高齢者等当事者や家族との日頃のコミュニケーションを持つことが大切であり，支援する際に必要な知識を習得する。
- ・相談事については，相談窓口を教える。

##### 子ども・次世代

- ・子どもの見守り等については，個人情報や子どもの特性に配慮して，日頃からの交流を密にしておく。

##### その他

- ・外国人に対しては，地震，台風等の災害が起きた時の避難の判断，出かけた時の助け，不審者への対応等，欲しい情報を教えてもらうことが大切であり，地域の人とのつながりを積極的につくる。

##### [共助]

##### 全体

- ・自分自身のことをまず高齢者や子どもの親等に知ってもらい，そのうえで高齢者や子どもの見守りができる人が役割分担をして，地域での見守りを行う。
- ・協働支援センターは，センターの役割を知ってもらったうえで，人と人，人と団体等をつなぐパイプ役として協力する。

##### 高齢者

- ・一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯に対する買い物支援サービスや高齢者福祉タクシー等の充実を図る。
- ・日頃からあいさつ・訪問等地域全体で見守る必要性を班会議等で理解を図る。
- ・サロンや百歳体操等で顔の見える関係づくりをしたうえで，変化を見つけ，様子を知り，必要な場合は関係機関へつなぐ。
- ・高齢者に対しては，要支援者に対してどういった手だてが必要か等，具体的な話し合いをする体制整備が重要である。

### **子ども・次世代**

- ・地域とのコミュニケーションを図るため、自分から積極的に出向いて、顔を覚えてもらう。

### **その他**

- ・外国人が初めて来町した時に、気軽に、なんでも教えてくれる場所をつくる。
- ・外国人にも、協働支援センターで実施している講座や教室に気軽に来てもらう。
- ・LGBTについては、特段、意識しないようにする。

## **■災害時での自助・互助**

- ・高齢者に対しては、災害発生時に避難等をする際は、班や隣近所、家族や親戚等に直ちに連絡ができるよう、高齢者の方へ指導するとともに、班、隣近所への協力を要請する。
- ・自主防災組織の「応援カード」等をとおして協力していく。

## **■そのほか、自由意見**

- ・地域福祉計画は、協働支援センターのまちづくり計画と重なる点が多いことから、協働支援センターを推進母体とする。また、保健委員を含めもう少し大きい組織で推進できるよう養成する。

## **e 豊松地区**

### **■生活をするうえでの心配事と自助・互助・共助**

#### **[自助・互助]**

#### **高齢者**

- ・高齢者の日常的な買い物代行等をして、安否確認する。

#### **[共助]**

#### **全体**

- ・高齢者や障害者については、移動する場合の車両等の問題等お互いのリスクを踏まえたうえで、ボランティアとしてお互い気持ちよくできるルールづくりをする。

#### **高齢者**

- ・一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯については、ふれあいタクシーを利用した外出支援のほか、事故、災害時に簡単に連絡ができる連絡網の作成や近所（班）で訪問等をとおして話を聞き、お互いの生活の手助けをする。
- ・高齢者の趣味を生かした活動を増やす。
- ・このような取組を試みても、参加しない高齢者に対しては、誰でも気軽に寄れて、好きな時間にコミュニケーションがとれる認知症カフェの充実を図る。
- ・DX推進によるICT等の活用により、腕時計タイプの端末による「みまもり」サービスの導入を検討し、個人情報保護のルールを踏まえた情報共有をとおして地域全体での見守り体制をつくる。



## **子ども・次世代**

- ・就学前に子どもに関わる人を増やすことによって、日常生活で子育てが充実している地域をつくり、地区に子どもが少なくても、子育てしたいと移住してくる人を増やす。
- ・高齢者と子どもたちとの触れ合う機会を増やす。
- ・Iターンでまったく縁のない形で入ってきた人には、近所に気軽に相談できたり等地域としては積極的に関わられるちょうどいいお節介が必要であり、住んでよかったといわれる普段からの人間関係の構築を図る。
- ・子育て世帯の人が寄り合って楽しめるコミュニティづくりや定期的な声かけを行う等、相談しやすい環境をつくる。

## **■災害時での自助・互助**

- ・日頃の声かけを実行する。
- ・家族構成がわかり、安否確認しやすい近所の人や、避難が必要な時の適切なアドバイスをしてくれる。また、歩行に支障がある人等は一緒に避難する。
- ・関係団体等で、ある程度の想定事案に対しては日頃から連絡を取り意識疎通を図る。

## **■そのほか、自由意見**

- ・長生きして神石高原町におられる高齢者については、旅行や新しいことにチャレンジして楽しく生活してもらいたい。



## 第2編 計画の基本的な考え方



## 第1章 地域福祉の将来像と基本的な視点

### 1 地域福祉の将来像

近年、地域福祉を取り巻く環境は、総人口の減少や少子高齢化、高齢者のみの世帯や単身世帯の増加等を背景として、地域における住民同士のつながり意識の希薄化や地域活動の担い手不足等、住民同士で支え合う力の低下が危惧されています。また、高齢者や障害者、子どもへの虐待、いじめ、ひきこもり、孤独死、景気の低迷を背景とした生活困窮者の増加や定職を持たない若者の増加等、地域の理解や協力なしには解決できない様々な課題が生じています。

一方で、先の「地域福祉計画を策定する背景」にも触れたように、住民の生活が多様化、複雑化する中で、80代の親が50代の子どもの生活を支える「8050問題」をはじめ、子育てと親や親族の介護が同時期に発生する「ダブルケア」、障害者の高齢化等、複合的な問題を抱えた世帯や制度の狭間にあることから適切な福祉サービスを受けられない世帯等、新たな福祉的課題も生じています。

さらに、新型コロナウイルス等感染症対策による働き方の変化やオンライン会議の増加をはじめ、外出自粛によるストレス等による家庭内での虐待やDV被害の増加等、様々な影響が懸念されています。

高齢者や障害のある人、子ども、生活困窮者といった対象別の対策だけでは、多様なニーズに十分に応じられない状況が生じており、福祉のあり方も大きく変わっていく必要があります。

このため、これらの課題を解決するためには、より効果的なサービスを提供することがますます重要になっています。

そのために、行政内部においても関係部署の連携を密にし、誰が、どのような目的を持って、どのような方法で効果的なサービスを提供するのか取組を進めるとともに、身近な地域や町全体の中であらゆる人々のふれあいや支え合いを育み、住民一人一人が共有の課題として受け止め、人や地域のネットワークでお互いに補い合いながら、地域ぐるみで解決していくことも必要となっています。

神石高原町は、これまで長期総合計画に記載された「信頼と合意」「創造と改革」を基本理念として掲げ、限られた財源を「選択と集中」により効果的に配分し、住民との協働による特色あるまちづくりを進めてきました。そして、現在「誰もが挑戦できるまち神石高原町の創造」の取組を進めています。

また、個別計画では高齢者プラン、障害者プランといった福祉計画を策定し、それぞれ総合計画の基本理念を踏まえ、個別の理念のもと取組を進めてきました。

しかし、一方で、住民から「私は福祉を受ける側だから」、外国人から「住民がしあわせそうに見えない」等の意見が寄せられており、上記の課題を解決する前の段階で、住民の地域福祉に対する意識啓発等を図る必要があります。

福祉とは極めて抽象的な概念ですが、基本的には、人が生涯を自立して、しあわせに生きるという概念だと考えられます。それらは、誰もがそうありたいと願う人間にとって重要なもの、すなわち価値と考えます。

つまり、「福祉とは人がしあわせに生きること」という考え方に立てば、誰もがしあわせになりたいという価値が福祉そのものであり、まずは福祉とは一人一人が実現すべき事柄だといえます。

人は、成長して自立し、社会の分業を担い、自らのことは自らで決定し自己実現を図っていく存在です。しかし、援助が必要な児童や身体機能が低下して介護が必要な高齢者に「自分のことは自分で」といってもそれは難しい問題です。その時に、子どもを育成し、高齢者を扶養してきたのは、深い絆と援助関係で結ばれた家族です。したがって、家族は福祉を実現する機能を持った集団です。

しかし、個人や家族だけでは福祉の実現が無理な時があります。例えば、災害等に見舞われた時です。災害時は、その家族に対して、隣近所や親戚等による援助が行われてきました。このように、地縁や血縁等で結ばれた共同体も福祉を実現する機能を持った集団として重要な役割を果たしてきました。自治振興会等の住民組織、事業所の福利厚生や労働組合、協同組合もそうした機能を持った存在です。地域福祉は、この共同体が持つ福祉を実現する機能や人々のつながりに着目した活動です。

そして、個人や家族、共同体、事業所や組合でも福祉を実現できない場合に、その役割を担うのが行政です。この場合の行政の主体は、国と地方自治体であり、行政はこれらの役割と限界を見極めたうえで、公金を投入して低所得の人々への援助、市場化できない希少で専門的なサービス等を供給し、人々の福祉の実現を支援していくこととなります。

地域福祉計画では、これまでの組織を再編するのではなく、つなぎなおし、住民一人一人が日々の生活の主体となって生活を送ることができ、人それぞれがその人に合ったしあわせの価値を、住民自らつくりだし、高齢者から若者まで、支え合いの輪の中で活躍できる地域社会を目指します。

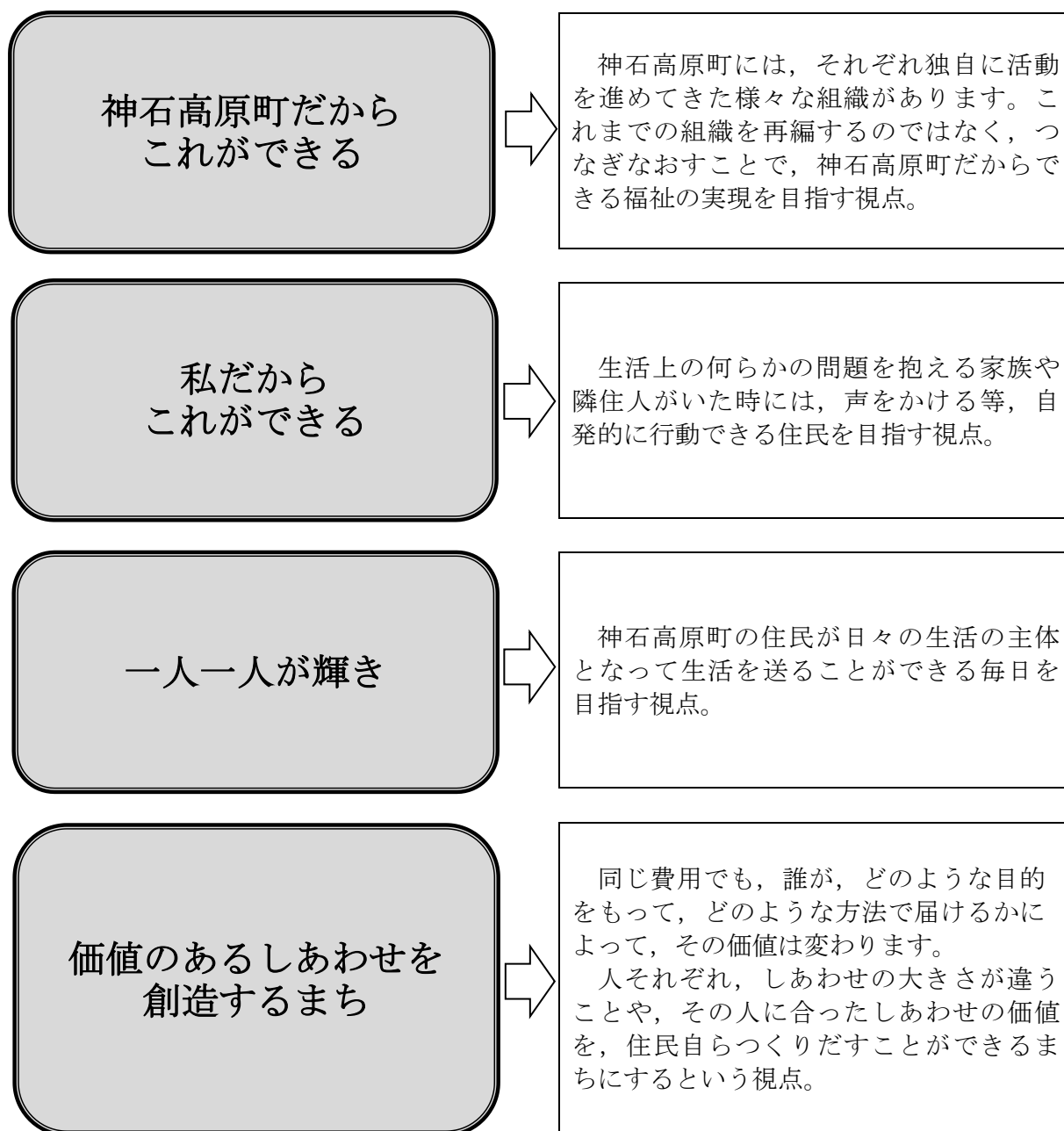
そこで、本町における住民と行政がともに目指す地域福祉の考え方として、次のような基本理念を掲げます。

**神石高原町だからこれができる、私だからこれができる**

**～一人一人が輝き、価値のあるしあわせを創造するまち～**

## 2 基本的な視点

本計画での基本的な視点は、「神石高原町だからこれができる、私だからこれができる～一人一人が輝き、価値のあるしあわせを創造するまち～」の基本理念を踏まえ、国が定める「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」に基づき、次のように設定します。



## 第2章 計画の基本目標

### 1 計画の基本目標

地域福祉の推進に向けた基本的な視点を踏まえ、本計画の基本理念の実現に向けた基本目標を掲げます。

#### 基本目標1：気づく

住民一人一人が助け合い、地域で困っている人や悩みを抱えている人の変化に“気づく”地域づくりを目指します。本町は子どもと高齢者といった多世代とのつながりが強いことから、この強みを活かして、身近な地域での関わりをとおして、見守りや声かけといった住民同士の関わりや外国人も含めた、顔の見える関係づくりを進めます。

また、若い世代のライフスタイルに合わせて気軽に参加できるきっかけづくりが必要です。そのために、情報発信による注目、興味を喚起する試みや、自分も担い手になれる実感、活動のPR（活動の透明化）により興味を持ってもらい、次につながるまちづくりを推進します。

#### 基本目標2：つなぐ

住民の多様な課題やニーズを受けとめ合うには、身近な地域でも相談ができ、総合的・継続的に解決に導くため、様々な組織同士を“つなぐ”体制を整えることが大切です。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、住民をはじめ自治振興会や神石高原町青年会、神石高原町女性会等の住民組織、地域福祉活動を行う団体が相互に連携・協力し、神石高原町地域自立支援協議会と障害者団体等、関係団体間との話し合いや相談の場をとおして、日ごろからの声かけや見守り活動を地道に積み重ねることが大切です。

また、子どもから高齢者までいろいろな人が参加したいと感じる活動の場を増やすため、ボランティア活動・住民活動の活性化等地域特性に応じた活動の展開等の支援に努めるとともに、支援を必要とする人を早期に発見し、適切な相談や福祉サービス、医療等につながるよう、包括的な支援体制を構築するほか、権利擁護の取組を推進します。



### 基本目標 3 : つくる

地域の特性に応じて地域福祉を進めていくためには、地域に根ざして課題やニーズを見つけて多様な取組につなげ、それらを解決する環境を“つくる”ことが大切です。

一人一人がしあわせになる解決方法はたくさんあります。多様な参加形態で短時間でも関わることができ、人が人を呼ぶ好循環を広げ、住民にとって、地域活動が身近で参加しやすく、また活動へ参加することへの満足感や達成感が得られるような仕組みづくりを進めます。

そのために身近な地域の中でつながりを緩やかに保ちながら、助け合う関係を広げるために、外国人との交流もできる誰もが気軽に集う居場所づくりを推進します。

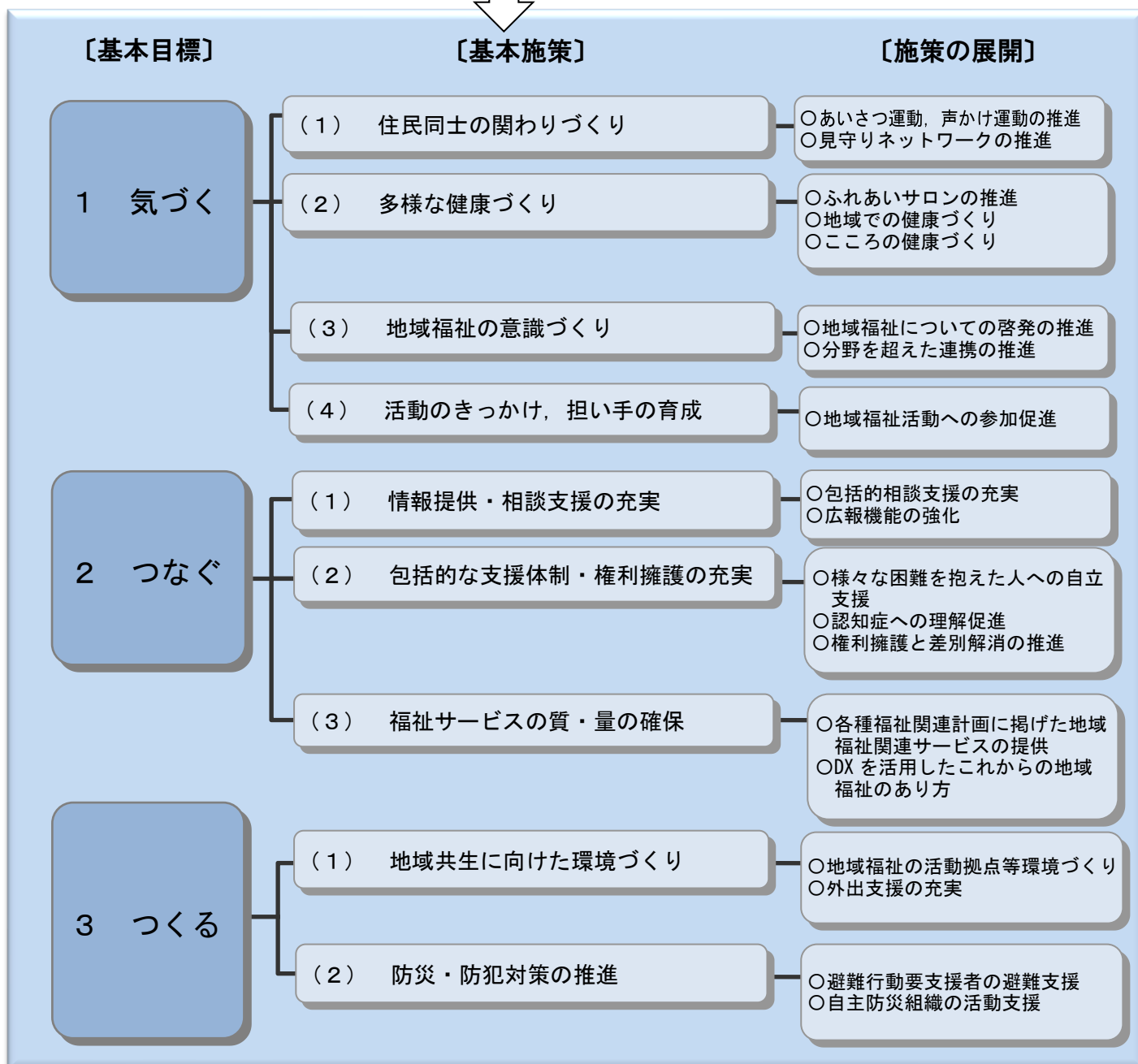
また、地域における福祉環境の整備や防災・防犯対策を進め、住民生活の安全・安心の確保に努めます。



## 2 施策の体系

計画の基本目標及び取組の基本的な視点を踏まえ、地域での取組を推進していくための施策の方向は次のとおりです。

地域福祉の 将来像 神石高原町だからこれができる、私だからこれができる  
～一人一人が輝き、価値のあるしあわせを創造するまち～



## 第3編 施策の展開



# 第1章 気づく

## 1 基本施策の方向性

### 1 住民同士の関わりづくり

在宅介護実態調査によれば、世帯類型別・在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについて、「単身世帯」をみると「見守り、声かけ」が36.4%と高くなっており、あいさつや声かけ等、地域との関わりをとおして、地域への関心や隣近所とのつながりを深めます。

また、様々な生活上の課題に対して「気づく」支え合いの仕組みとして、地域の様々なネットワークによる多様な主体との連携を推進します。数軒単位のコミュニケーションづくりからはじめ、顔の見える関係づくりに努めます。

そのほか、虐待と疑われるような状況に対して、地域のネットワークや関連機関とのつながりを活かし、早期発見、早期対応を図ります。

### 2 多様な健康づくり

住民が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、心身ともに健康で過ごすための取組や地域の世代に応じた健康づくりに取り組む環境を整えることで健康寿命の延伸に努めます。

住民の抱える様々な困り事を発見し、困ったことがあればすぐに相談できる体制を整備しこころの健康づくりに努めます。

### 3 地域福祉の意識づくり

住民が交流し、人と人がつながる場所を地域で確保し、外国人や地域住民の社会参加の場となるよう、各協働支援センターを核とした様々な地域活動を促進します。

多くの住民が福祉に関心を持ち、ともに暮らす地域の一員として、互いに支え合い、ちょうどいいお節介といった助け合う意識づくりを推進します。

障害や認知症等に対する理解を深め、共感し、受け入れ、友達関係になれる環境づくりに努めます。

### 4 活動のきっかけ、担い手の育成

地域で支え合い、助け合う力を高めるため、地域福祉を推進する担い手の確保や育成に努めます。特に若い世代が自発的に活動できる環境づくりに努めます。

## 2 基本施策の具体的な取組

### (1) 住民同士の関わりづくり

主体	取組内容
住民・近隣 (自助・互助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆支援が必要な人の異変に気を配り，気になることがあれば声をかけましょう。</li> <li>◆地域の草刈り作業等をとおして，高齢者と若者や町外からの支援者との連携が以前からできており，神石高原町ならではの「ふれあい」がある地域に成長させましょう。</li> <li>◆神石高原町には普段地域で行われている田植え，芋ほり，餅つき等の多世代交流があります。自由に活動を楽しみ，地域の人と交流を深めましょう。</li> <li>◆様々な人と関わりを持ってみましょう。</li> <li>◆外国人が，職場以外の地域の人とつながり，顔見知りになるように支援しましょう。</li> <li>◆地域のことに関心を持ちましょう。</li> <li>◆自治振興会での活動や民生委員・児童委員の活動に理解を深め，その活動に協力しましょう。</li> </ul>
地域・団体・ 関係機関 (共助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇あいさつや声かけをとおして，「誰もが顔見知り」の地域にしましょう。</li> <li>◇集会所，福祉施設の交流室等，地域で気軽に交流できる場をつくり，つながりを広めましょう。</li> <li>◇住民である外国人が交流できるよう，買い物に行く商店等とつながる等，顔の見える関係づくりに努めましょう。</li> <li>◇高齢者に対して地域行事への参加を呼びかけ，声がかかりやすい関係づくりに努めましょう。</li> <li>◇地域住民が参加する行事等の企画や，福祉に関わる団体の活動を広く周知し，参加を促しましょう。</li> <li>◇地域で生活し続けたい高齢者が困っていることを，住民同士で話し合う会議等を行い，多くの地域住民が参加できるようにしましょう。</li> <li>◇異変や虐待と疑われることがあった場合には，町や関係機関に速やかに通報しましょう。</li> </ul>

主体	取組内容
神石高原町 (公助)	<p style="text-align: center;"><b>■施策の展開■</b></p> <p><b>【あいさつ運動，声かけ運動の推進】（担当課：全課）</b></p> <p>○子どもを大切にする風土，高齢者とのつながりが強い風土を活かし，子どもから大人まで，家庭内や小組（4戸程度），班等隣近所の身近なところからあいさつや声かけを行い，地域で支え合う関係を構築します。（神石高原町第2次長期総合計画）</p> <p><b>【見守りネットワークの推進】（担当課：保健福祉課，子育て応援課）</b></p> <p>○行方不明になった高齢者，心身に不安を抱える方等の異変を早期に発見し，支援ができるよう，地域に密着したネットワークを構築し，家族等の支援につなげます。（神石高原町第8期高齢者プラン）</p> <p>○包括連携協定を結ぶ郵便局や金融機関，生協等をはじめとした地域や協力事業者等，様々な主体との連携により，高齢者，障害者，子ども等，住民の誰もが住み慣れた地域で，いつでも，どこでも安心して暮らし続けられるよう重層的な見守り・早期発見・相談・支援のネットワークの構築に努めるとともに，ネットワークに関わる多様な主体が定期的に情報交換等を行い，地域で支援の必要な住民等の情報共有に努めます。</p>

関連指標	基本年次	目標年次	計画名
高齢者等SOSネットワーク事前登録者数	12人 (平成27(2015)年度)	30人 (令和5(2023)年度)	神石高原町第8期高齢者プラン



## (2) 多様な健康づくり

主体	取組内容
住民・近隣 (自助・互助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆規則正しい生活を行うように心がけましょう。</li> <li>◆健康づくりのために十分な休養・睡眠をとるように心がけましょう。</li> <li>◆グラウンドゴルフやウォーキング等、自分に合った運動を心がけましょう。</li> <li>◆健康づくり講演会に参加しましょう。</li> <li>◆自治振興会に加入し、見守り活動や地域行事に積極的に参加しましょう。</li> <li>◆こころの健康のため、野球観戦等、地元の学校の協力等とおしたイベントや趣味の会等、自分にあったストレス解消法をみつけてリフレッシュしましょう。</li> <li>◆こころの健康について講演会等に参加し、正しい知識を身につけましょう。</li> <li>◆悩みは抱え込まず、家族や友人、相談窓口に早めに相談しましょう。</li> </ul>
地域・団体・ 関係機関 (共助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇自治振興会を中心として、身近な地域でのウォーキング、グラウンドゴルフ等、地域づくりと運動機能低下予防に取り組みましょう。</li> <li>◇「いきいき百歳体操」を活用し、週1回地域主体で集まり、地域づくりと運動機能低下予防に取り組みましょう。</li> <li>◇地域の協働支援センターや自治振興会で、様々な事業を行い、介護予防や健康づくりにつながる機会をつくりましょう。</li> <li>◇高齢者の生きがい・健康・仲間づくりの場となる方法は、たくさんあります。eスポーツを使った高齢者レクリエーション等、今までにない新しい方法も取り入れ、健康づくりに取り組みましょう。</li> <li>◇認知症予防のため、一定期間の教室を開催し、脳トレや社会参加に取り組みましょう。</li> </ul>



通いの場の体操の様子



主体	取組内容
神石高原町 (公助)	<p style="text-align: center;"><b>■施策の展開■</b></p> <p><b>【ふれあいサロンの推進】(担当課：保健福祉課)</b></p> <p>○高齢者の閉じこもり予防・介護予防・居場所づくり等とおして、見守り活動や近隣で支え合える地域づくりを目指すふれあいサロン事業を推進するとともに、新規のふれあいサロンの立ち上げを積極的に支援します。 (神石高原町第8期高齢者プラン)</p> <p><b>【地域での健康づくり】(担当課：保健福祉課)</b></p> <p>○住民一人一人が栄養バランスのとれた食生活を営み、生活習慣病やメタボリックシンドロームを予防し、健康な生活が維持できるように、地域での活動を支援するとともに、地域と行政が連携して食育に関する取組を強化します。(笑顔でいきいき神石高原プラン(第2次健康神石高原21計画, 第3次食育推進計画))</p> <p>○高齢者に対しては、介護予防・日常生活支援総合事業とおして、多様な主体が参画し、地域の実情に応じた多様な生活支援・介護予防サービスを提供することで、地域の支え合いの体制づくりを推進します。 (神石高原町第8期高齢者プラン)</p> <p><b>【こころの健康づくり】(担当課：保健福祉課)</b></p> <p>○こころの健康については、住民一人一人が、明日への活力を養い、こころがいきいきとし、はつらつとした生活が送れるように、各種講演会や広報、相談事業等を実施し、意識啓発に取り組みます。 (笑顔でいきいき神石高原プラン(第1次自殺対策計画))</p>

関連指標	基本年次	目標年次	計画名
通いの場の参加者の割合	15.7% (令和2(2020)年度)	18% (令和5(2023)年度)	神石高原町第8期高齢者プラン
特定健康診査受診率	49.1% (平成27(2015)年度)	60.0% (令和6(2024)年度)	神石高原町第2次長期総合計画

### (3) 地域福祉の意識づくり

主体	取組内容
住民・近隣 (自助・互助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆日頃から地域活動に積極的に関心を持ち、自分にできる範囲で地域に貢献しましょう。</li> <li>◆福祉に関する学習会や講座に積極的に参加しましょう。</li> <li>◆高齢者や障害のある人のことを正しく理解し、積極的に声かけ、手助けをしましょう。</li> <li>◆外国人労働者との交流の中で、互いの言葉を教え合う機会を持ちましょう。</li> <li>◆福祉を促進するためには、コミュニケーションをとることが大切です。イベントをとおしてつながり、地域課題の解決の取組につなげましょう。</li> <li>◆自分の住んでいる地域に関心を持ち、地域福祉を学ぶ機会や実際の活動に積極的に参加しましょう。</li> </ul>
地域・団体・ 関係機関 (共助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇互いに理解し合い、地域の困り事について、まずは地域で解決できる方法を考え、協力しましょう。</li> <li>◇工場見学や工場の体験学習等のイベントをとおして、外国人労働者と話す機会をつくりましょう。</li> <li>◇有償ボランティアやコミュニティビジネスを活用した手法により、地域の抱える課題の解決に向けた取組を検討しましょう。</li> <li>◇自治振興会と民生委員・児童委員の連携を強化し、見守りや支え合いの活動を行いましょう。</li> <li>◇自分たちが暮らしたい地域のイメージを持ち、住民が助け合いに参加しやすい情報提供や雰囲気づくりに努めましょう。</li> </ul>

主体	取組内容
神石高原町 (公助)	<p style="text-align: center;"><b>■施策の展開■</b></p> <p><b>【地域福祉についての啓発の推進】(担当課：保健福祉課)</b></p> <p>○障害のある人、その家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動(ピアサポート、社会活動、ボランティア活動等)を支援します。(神石高原町第6期障害福祉計画、神石高原町第2期障害児福祉計画)</p> <p><b>【分野を超えた連携の推進】(担当課：政策企画課)</b></p> <p>○農業と福祉、産業と福祉等、地域の社会資源と連携し、関係する分野の橋渡しに積極的に取り組みます。 (神石高原町第2次長期総合計画)</p>

関連指標	基本年次	目標年次	計画名
高齢者・障害者福祉の満足度	20.0% (平成28(2016)年度)	25.0%以上 (令和6(2024)年度)	神石高原町第2次長期総合計画

#### (4) 活動のきっかけ、担い手の育成

主体	取組内容
住民・近隣 (自助・互助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆各地区のふれあいサロン等の地域福祉活動に参加し、積極的に協力しましょう。</li> <li>◆子ども会や老人クラブ等地域の交流の場に積極的に参加しましょう。</li> <li>◆輪に入りやすいようにちょっとした声かけやシェアしたくなる面白みを知人や家族に伝え、誘ってみましょう。</li> <li>◆住民一人一人が人を呼ぶ好循環をつくりましょう。</li> <li>◆活動に参加する中で『今度は自分の企画を試してみよう』という自発的な活動に取り組みましょう。</li> <li>◆身近な高齢者、障害者、子育て世帯を地域行事へ誘ってみましょう。</li> </ul>
地域・団体・ 関係機関 (共助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇参加した人たちが満足感や達成感が得られるよう工夫しましょう。</li> <li>◇意見が反映され、みんなで決定できる地域福祉活動の運営を心がけましょう。</li> <li>◇地域の人が気軽に集まれる居場所として、ふれあいサロンの利用を促進しましょう。</li> <li>◇世代間交流等の機会をつくり、多くの人の参加を呼びかけましょう。</li> <li>◇地域と学校が連携、協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えましょう。</li> <li>◇全ての人に地域行事への参加を呼びかけ、出会いをとおして、互いに理解できる関係づくりに努めましょう。</li> <li>◇ふれあいサロン等を活用し、地域で地域福祉について学ぶ機会をつくりましょう。</li> <li>◇関係団体と協力して、地域福祉活動のPR（活動の透明化）を行い、興味を持ってもらう場をつくりましょう。</li> <li>◇住民に情報が伝わるように情報を受け取る年代や家族構成によって情報発信の媒体を工夫しましょう。</li> <li>◇柔軟な考えを持ち、みんなの意見を取り入れることができるよう努めましょう。</li> <li>◇参加しやすい入門イベント、多様な参加形態、短時間でも関わられるイベント等、柔軟な参加体制づくりに努めましょう。</li> <li>◇参加して、楽しいと思える仕組みづくりに努めましょう。</li> <li>◇地域福祉活動は必ずしも対外的である必要はありません。新たな発想や取組を実現し、楽しいイベントを心がけましょう。</li> </ul>

主体	取組内容
神石高原町 (公助)	<p style="text-align: center;">■ 施策の展開 ■</p> <p><b>【地域福祉活動への参加促進】(担当課：保健福祉課)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域活動への地域住民の参加を促すとともに、自分の意志で自由に使える時間の中で、ふれあい・支え合いの満足度をできるだけ大きく向上させ、若い世代の参加者を増やすための支援に努めます。(神石高原町第2次長期総合計画)</li> <li>○ボランティアや福祉活動をしている住民が参画し、福祉の理解と地域福祉活動への住民の参加を促進するため、地域福祉計画の推進に取り組みます。</li> </ul>

関連指標	基本年次	目標年次	計画名
ふれあい・支え合いの地域づくり満足度	23.3% (平成 28(2016)年度)	25.0% (令和 6 (2024)年度)	神石高原町第2次長期総合計画



## 第2章 つなぐ

### 1 基本施策の方向性

#### 1 情報提供・相談支援の充実

地域活動に関する情報や福祉に関する制度の情報等をわかりやすく提供します。

現在、各種の相談窓口は、相談する分野ごとに分かれており、相談する側の手続きは煩雑になっています。しかし、住民の高齢化やライフスタイルの多様化、相談内容の複合化により、多部署、多機関が連携して解決にあたらなければならない課題も増えてきています。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、認知症に関する相談窓口の認知度は39.2%となっており、住民が安心して相談できるよう各種相談窓口の周知を図るとともに、適切な支援につながる体制を整えます。

#### 2 包括的な支援体制・権利擁護の充実

要介護認定者や生活困窮世帯の増加、虐待やひきこもりの課題等は、本町でも例外ではありません。住民の状況や様々なライフスタイルに合わせて、誰もがしあわせに生活していくことができるよう、保健福祉をはじめとした必要な関係分野、多様な主体との連携により、包括的な支援体制を整え、生活支援・自立支援の機能の強化を図ります。

また、一人一人の権利や尊厳を守り、安心して生活できるよう、権利擁護にかかる制度の利用促進に取り組みます。

#### 3 福祉サービスの質・量の確保

福祉や健康に関するニーズは、一人一人の生活状況や健康状態により異なるため、きめ細かいニーズを総合的に受け止める仕組みを充実させる必要があります。

福祉サービス従事者をはじめ、支え合い活動の担い手の研修機会等の充実、福祉サービス等の質の向上を図り、利用者一人一人が最適なサービスを選択し、利用できるような支援体制を整えます。

## 2 基本施策の具体的な取組

### (1) 情報提供・相談支援の充実

主体	取組内容
住民・近隣 (自助・互助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 困り事を抱え込まず相談しましょう。</li> <li>◆ 逆の立場で相談相手になり，話を聞いてみましょう。</li> <li>◆ 班を活用し，気の合うご近所同士で，お互いの生活の手助けをしたり，地域に関する情報共有を図りましょう。</li> <li>◆ 日頃から，町や社会福祉協議会，事業者等が発信している福祉に関する情報の収集に努めましょう。</li> <li>◆ 解決困難な課題を発見したら，民生委員・児童委員等へ相談したり，関係機関等につなげましょう。</li> <li>◆ 同じ悩みを共有し助け合うグループや団体の活動に参加しましょう。</li> <li>◆ 支援してほしいことを地域の人に伝えていきましょう。</li> <li>◆ 外国人も，人が集まっているところへ行って，相談相手になることができます。地域の集まりに参加をしてみましょう。</li> </ul>
地域・団体・ 関係機関 (共助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 住民の困り事や悩み事に耳を傾け，地域でできること・できないことを整理して関係機関につなぎましょう。</li> <li>◇ 地域で生活し続けたいと思う人たちの課題を，住民同士で話し合う会議を自治振興会で行い，専門機関につなげましょう。</li> <li>◇ 急に具合が悪くなった場合に簡単に連絡が取れたり，SOSが送れる仕組みをつくりましょう。</li> <li>◇ 回覧板や告知放送等を利用して，地域の住民に情報が伝わるよう工夫しましょう。</li> <li>◇ 本町に何も知らずに来た外国人が本町で新生活をスタートした場合，交流会・相談会等，何でも教えてくれる場所をつくりましょう。</li> </ul>



生活支援体制整備事業の研修会の様子

主体	取組内容
神石高原町 (公助)	<p style="text-align: center;"><b>■施策の展開■</b></p> <p><b>【包括的相談支援の充実】(担当課：保健福祉課，未来創造課，子育て応援課)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立した生活ができるように，地域包括支援センターを核とした相談支援体制の充実を図ります。(神石高原町第8期高齢者プラン)</li> <li>○障害者相談支援事業をとおして，障害のある人やその家族，地域住民等からの相談に応じて，福祉サービスに関する必要な情報の提供や社会資源を活用するための支援，権利擁護のための援助等を行い，自立した生活ができるよう支援を行います。(神石高原町第6期障害福祉計画，神石高原町第2期障害児福祉計画)</li> <li>○子育てに関する保護者の悩みや不安を軽減し，楽しみながら子育てができるように，子育て世代包括支援センター・地域子育て支援拠点やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等と連携して相談支援体制の充実を図ります。(神石高原町第2期子ども・子育て支援事業計画)</li> <li>○「生活困窮者自立支援制度」による相談窓口を設置しています。仕事や居住環境も含め生活に困っている人の相談を受け，必要な支援を行います。(笑顔でいきいき神石高原プラン(第1次自殺対策計画))</li> <li>○消費生活での契約トラブルや悪質商法による被害，クーリングオフの方法等，消費生活に関する相談を受けます。また，地域での啓発(出前講座)を行います。(笑顔でいきいき神石高原プラン(第1次自殺対策計画))</li> <li>○各個別で行われている相談支援体制を基本に，全ての人を対象とした包括的な相談支援体制の構築を検討します。(神石高原町第2次長期総合計画)</li> </ul> <p><b>【広報機能の強化】(担当課：政策企画課)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○広報機能については，住民一人一人の置かれている環境と時機にあったホームページ，広報紙等の情報提供の方法を検討するとともに，福祉情報をわかりやすく，ユニバーサルデザイン等に十分配慮したものとします。</li> <li>○情報提供を踏まえたうえで，適宜，関連する法の趣旨・理念，各種事業の説明，各種講演会・勉強会の案内等について横断的な側面から情報提供に努めます。</li> </ul>

関連指標	基本年次	目標年次	計画名
相談窓口・専門機関への相談割合	6.2% (令和2(2020)年度)	10% (令和4(2022)年度)	笑顔でいきいき神石高原プラン
家族に相談する人の割合	52.1% (平成30(2018)年度)	56% (令和4(2022)年度)	笑顔でいきいき神石高原プラン

## (2) 包括的な支援体制・権利擁護の充実

主体	取組内容
住民・近隣 (自助・互助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ボランティア活動に興味を持ち、できることから、できる範囲で、積極的に参加しましょう。</li> <li>◆ボランティアに関する講座や研修会等に積極的に参加しましょう。</li> <li>◆金銭管理や死後のことに不安を感じたら、社会福祉協議会等の関係機関に相談しましょう。</li> <li>◆地域で高齢者や障害のある人、子ども等を見守り、虐待が疑われる等の異変に気づいたら、民生委員・児童委員や関係機関等に相談しましょう。</li> <li>◆隣近所の高齢者が要介護状態になった時、近所でタクシーの乗り合いを検討する等日常の暮らしの中での支え合いを行いましょう。</li> <li>◆LGBTや外国人等に対して、特に意識せず、多様性の理解を深めましょう。</li> <li>◆自分自身が住民に知ってもらえるようにすることで、声をかけてもらえるようになり、地域とのつながりになります。自分を知ってもらう活動に努めましょう。</li> </ul>
地域・団体・ 関係機関 (共助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇地域の中で、ボランティアに関する情報を積極的に伝え、参加できる機会を増やしましょう。</li> <li>◇地域で活動するボランティア団体間で連携しましょう。</li> <li>◇認知症カフェ等、高齢者や若者、外国人の居場所をはじめとする多様な場づくりに努めましょう。</li> <li>◇これまでの高齢者のみに関わらず、若者や外国人といった人たちが社会との接点を確保し包括的な支援体制ができるよう努めましょう。</li> <li>◇初めて本町に来た外国人が、多様な社会参加ができるよう支援に努めましょう。</li> <li>◇LGBTや外国人、再犯防止対象者等、多様性の理解を深め、知る機会をつくりましょう。</li> </ul>

主体	取組内容
神石高原町 (公助)	<p style="text-align: center;"><b>■施策の展開■</b></p> <p><b>【様々な困難を抱えた人への自立支援】(担当課：保健福祉課)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○住民が抱える課題が複雑化・複合化する中で、介護、障害、子ども及び生活困窮等、属性や世代を問わない相談の受け止めができるよう、重層的支援体制の構築を推進します。 (神石高原町第8期高齢者プラン)</li> <li>○町の障害者や子どもを担当する部署等と地域の連携体制、地域包括支援センターの位置づけや役割を具体化し、共通認識を持って連携することで、連携することで、「我が事・丸ごと」の地域における包括的な支援体制の円滑な運用を図ります。</li> <li>○刑を終えて、出所した人の自立支援に努めます。</li> </ul>



	<p><b>【認知症への理解促進】（担当課：保健福祉課）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○働き盛りの年代の人に、認知症の予防に日常的に取り組んでもらえるよう他組織との連携を図ります。（神石高原町第8期高齢者プラン）</li> <li>○認知症の人やその家族を町ぐるみで支えていくため、認知症への理解を深める講演会を今後も住民全体を対象として幅広い参加を働きかけ、時期・会場・内容を工夫しながら計画し継続して行います。</li> </ul> <p><b>【権利擁護と差別解消の推進】（担当課：保健福祉課，未来創造課）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉施設職員を中心に啓発や研修を行い、施設虐待防止の取組に努めます。（神石高原町第8期高齢者プラン）</li> <li>○誰もが相手を尊重できる社会，誰もが自立した生活が送れる社会を目指し，考え方の多様性や多文化共生に根ざした差別のない地域社会づくりの推進に努めます。（神石高原町第2次男女共同参画推進基本計画）</li> <li>○インフォーマルサービスを含めた地域資源や社会資源を見つけるという視点を持ち，成年後見制度を含めた権利擁護に関する知識や理解の普及啓発に努めます。（神石高原町第8期高齢者プラン）</li> <li>○認知症，知的障害，精神障害等の理由で判断能力が不十分な人への権利擁護支援のためのネットワーク構築や中核となる機関のあり方を関係機関と協議し，設置に向け検討します。</li> <li>○刑を終え，出所した人に対する偏見や差別意識解消に向けた知識や理解の普及啓発に努めます。</li> <li>○高齢者に対する虐待の早期発見と適切な対応に向けて，町の広報紙，ホームページ，かがやきネット，各種会合等のあらゆる機会をとおして地域団体や住民への意識啓発を推進するとともに，保健・医療・福祉等の関係者，法律専門家及び人権擁護委員との連携の強化を図ります。</li> </ul>
--	---

関連指標	基本年次	目標年次	計画名
成年後見制度 利用支援事業	0件 (令和2(2020)年度)	1件 (令和5(2023)年度)	神石高原町第6期障害福祉計画，第2期障害児福祉計画
チームオレンジの設置	0か所 (令和2(2020)年度)	4か所 (令和5(2023)年度)	神石高原町第8期高齢者プラン

### (3) 福祉サービスの質・量の確保

主体	取組内容
住民・近隣 (自助・互助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆その人にとって最適な福祉サービスは、共助だけではありません。家族からの励ましや地域の人たちの支えが必要な時があります。私だからできる支援に取り組みましょう。</li> <li>◆適切なサービスを利用することができるよう、福祉に関する情報を集め、必要なサービスを選択しましょう。</li> </ul>
地域・団体・ 関係機関 (共助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇人によってしあわせは異なります。誰が、どのようにして、どのタイミングで、行うかで福祉サービスの質は変化します。本当に必要なサービスなのか、最適な福祉サービスが受けられるよう考えましょう。</li> <li>◇公的なサービスで対応できないことを、地域の支え合いや助け合いによりできる範囲で取り組みましょう。</li> </ul>

主体	取組内容
神石高原町 (公助)	<p style="text-align: center;"><b>■施策の展開■</b></p> <p><b>【各種福祉関連計画に掲げた地域福祉関連サービスの提供】(再掲含む)</b>  <b>(担当課：保健福祉課，子育て応援課)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人與人、人と社会がつながり、生きがいや役割を持って、助け合いながらともに暮らしていくことのできる地域共生社会の実現に向け、障害者及び子育て支援部署との連携強化のほか、住民が抱える課題が複雑化・複合化する中で、介護、障害、子ども及び生活困窮等、属性や世代を問わない相談の受け止めができるよう、重層的支援体制の構築を推進します。 (神石高原町第8期高齢者プラン)</li> <li>○子育てに関する保護者の悩みや不安を軽減し、楽しみながら子育てができるように、子育て世代包括支援センター・地域子育て支援拠点やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等と連携して相談支援体制の充実を図ります。(神石高原町第2期子ども・子育て支援事業計画)</li> <li>○住民一人一人が栄養バランスのとれた食生活を営み、生活習慣病やメタボリックシンドロームを予防し、健康な生活が維持できるよう、地域での活動を支援するとともに、地域と行政が連携して食育に関する取組を強化します。(笑顔でいきいき神石高原プラン(第2次健康神石高原21計画、第3次食育推進計画))</li> <li>○地域協働の健康づくりについて啓発し、地域の健康づくり活動に取り組みます。</li> <li>○高齢者の経験、知識、技能を生かし、生きがいを持って活躍する場として協働支援センターの機能強化、地域資源マップ等の活用、地域のサロン支援を行うとともに、老人クラブ、シルバー人材センターの機能充実を図ります。</li> <li>○行政、団体、地域等で行っている見守り活動の情報を地域包括支援センターに集約するとともに、支援を必要とする高齢者に適切な支援を行う体制の充実を図ります。</li> </ul>

**【DXを活用したこれからの地域福祉のあり方】**

**(担当課：未来創造課)**

○福祉分野におけるDXの活用については、介護現場では事務作業の自動化やペーパーレス化、AI(人工知能)学習によるケアプランや訪問計画の作成、施設における巡回による見守り業務の効率化等が事例としてあげられています。地域福祉の分野としては、一人暮らし高齢者等の安否確認と健康管理をかねて、体の一部にセンサーを搭載した機器等を装着する等、地域住民等が直接本人に関わることなく、タイムリーな情報提供によって、効率のよい声かけや見守りが可能になる方法等の可能性について検討します。

関連指標	基本年次	目標年次	計画名
※各個別計画で設定されている指標の達成状況で評価に替える。			



地域子育て支援拠点 おひさま広場の様子

### 1 基本施策の方向性

#### 1 地域共生に向けた環境づくり

協働支援センターには、地域住民同士をつなぐ役割があります。協働支援センターを核として、忙しくて参加できない、参加するきっかけがない等の理由で、今まで参加していない人が参加できる場を検討し、世代を超えた多くの住民の交流の場となる行事等のイベントの開催を推進します。

町内の組織が連携して、住んでいる地域に関係なく、活発な地域コミュニティ活動が行われるように支援を行い、支え合いの基本となる、日常のコミュニケーションの促進を図ります。

それと同時に、町内の公共施設の活用に関して、住民の視点に立った柔軟な活用を図り、住民自身による企画・運営を可能にする場づくりを進め、より効果的な活動・交流の場づくりにつなげます。

また、地域で生活する高齢者や障害者が、地域における住民との交流を深めながら、地域の社会資源（施設、施設職員等）を有効に利活用できるよう、共生のまちづくりをソフト・ハードの両面から推進します。

#### 2 防災・防犯対策の推進

地震や水害といった災害等が発生した際には、地域での助け合いが不可欠です。いざという時に備えて、住民の生命と財産を守ることができるよう、日常の支え合い、助け合いをとおして、支援体制の充実に取り組みます。

## 2 基本施策の具体的な取組

### (1) 地域共生に向けた環境づくり

主体	取組内容
住民・近隣 (自助・互助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆住民同士が出会い参加することのできる場へ参加してみましょう。</li> <li>◆高齢者や若者，障害者，外国人といった多様な人々の居場所をつくり，多世代交流や価値観の多様性にふれあう環境を次の世代に残しましょう。</li> <li>◆子どもの頃から地域へのつながりや，暮らし，文化，価値観の多様性にふれあいましょう。</li> <li>◆「支える」「支えられる」という関係性を超えて，私だからできる多様な役割と参加の機会や地域での助け合いを生み出しましょう。</li> <li>◆積極的に公共交通機関を利用しましょう。</li> <li>◆杖や車椅子を利用する人等の移動の妨げになる違法駐車や駐輪をしないよう心がけましょう。</li> </ul>
地域・団体・ 関係機関 (共助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇サービスを受ける側と提供する側に分けることなく，地域全体で相互に自分のできることで協力する体制づくりに努めましょう。</li> <li>◇協働支援センター等を活用した交流拠点づくりに取り組み，活発な地域活動を行いましょう。</li> <li>◇移動が困難な人に対して，「ついでに買い物」等，地域での助け合いに取り組みましょう。</li> <li>◇自治振興会を中心にボランティアの支援や住民が参加しやすい環境づくりに努めましょう。</li> <li>◇価値観の多様性を尊重し，参加の機会や地域での助け合いを生み出せるよう努めましょう。</li> </ul>



農福連携による芋掘り体験会

主体	取組内容
神石高原町 (公助)	<p style="text-align: center;"><b>■施策の展開■</b></p> <p><b>【地域福祉の活動拠点等環境づくり】(担当課：保健福祉課，未来創造課)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもから高齢者まで，全ての住民がお互いに支え合いながら暮らすことができる地域社会の構築を踏まえ，協働支援センターを核とした地域福祉の拠点づくりを推進します。(神石高原町第8期高齢者プラン)</li> <li>○生活支援サービスの構築と体制整備に努めるとともに，いきいき百歳体操やサロン活動等，地域による通いの場づくりの支援に努めます。(神石高原町第2次長期総合計画)</li> <li>○老人クラブやシルバー人材センター等，地域における高齢者の活動を支援します。(神石高原町第2次長期総合計画)</li> <li>○老若男女を含む全ての住民が，地域全体で支え合う仕組みの構築に努めます。(神石高原町第2次長期総合計画)</li> <li>○多様かつ複合的な困難を抱える子どもたちが社会的孤立等に陥らないよう，子ども食堂等子どもたちへの「支援」を結びつけるつながりの場づくりに対する支援を推進します。</li> <li>○子どもの貧困については，神石高原町子どもの学習・生活支援事業を実施し，子どもの成長過程で「貧困の連鎖を防ぐ」ため，子どもの学習支援とともに，その保護者を含めた生活習慣等の支援を行うことで，子どもと保護者への「支援」を結びつけるつながりの場づくりに対する支援を推進します。</li> </ul> <p><b>【外出支援の充実】(担当課：総務課)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○路線バスと町営バス，そして高齢者が外出利用しやすいふれあいタクシー制度のほか，町外医療機関通院者支援制度，運転免許証自主返納者支援制度等の取組を継続します。(神石高原町第8期高齢者プラン)</li> <li>○高齢者，障害者，妊婦等が地域の中で，自由にかつ気軽に活動し，いきいきと暮らすためには，誰にとっても住みやすいバリアフリーのまちづくりが必要であり，道路，公共建築物等の整備，高齢者が利用しやすい公共交通機関の整備に引き続き取り組みます。(神石高原町第8期高齢者プラン)</li> </ul>

関連指標	基本年次	目標年次	計画名
協働支援センター利用回数(一人当たり)	- (平成28(2016)年度)	4回 (令和6(2024)年度)	神石高原町第2次長期総合計画

## (2) 防災・防犯対策の推進

主体	取組内容
住民・近隣 (自助・互助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆災害時の避難等に不安を感じたら避難行動要支援者名簿に登録し、元気なうちは支援員として協力しましょう。</li> <li>◆災害に備え、食料等の備蓄や避難場所の確認等に努め、地域の防災訓練等に積極的に参加しましょう。</li> </ul>
地域・団体・ 関係機関 (共助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇災害時に支援が必要な人を把握し、避難行動要支援者名簿の避難支援者の調整を行いましょ。</li> <li>◇自主防災組織を中心に、防災訓練等を行いましょ。</li> <li>◇要支援者等に対する災害時の避難体制整備の具体的な方法を検討しましょ。</li> <li>◇避難所等では、高齢者や障害のある人等、誰もが安心して過ごすことができるよう、それぞれの特性に配慮しましょ。</li> </ul>

主体	取組内容
神石高原町 (公助)	<p style="text-align: center;"><b>■施策の展開■</b></p> <p><b>【避難行動要支援者の避難支援】(担当課：保健福祉課)</b></p> <p>○在宅の避難行動要支援者を把握し、災害発生時の避難支援プラン(個別計画)の作成を進めています。また、地域の避難支援団体に避難行動要支援者名簿を提供して避難支援体制の構築、強化を図り、災害時の活動に備えて避難訓練や啓発活動、普段からの声かけ等に使用します。(神石高原町第8期高齢者プラン)</p> <p><b>【自主防災組織の活動支援】(担当課：総務課)</b></p> <p>○活動状況が地域によって異なる自主防災組織については、活動の強化、平準化を図るため、自主防災組織連絡協議会を活用して自主防災組織間の交流を推進し、意識の高揚、組織活動の推進を図ります。(神石高原町第8期高齢者プラン)</p>

関連指標	基本年次	目標年次	計画名
避難行動要支援者名簿の登録率(平常時から名簿情報を提供することに同意した人の率)	61.9% (令和2(2020)年度)	65.0% (令和5(2023)年度)	神石高原町第8期高齢者プラン

## 第4章 計画の推進体制

本計画は、それぞれの役割分担の考え方にに基づきながら、「住民・近隣」「地域・団体・関係機関」「町」「社会福祉協議会」が共同で考えていくための指針となります。

また、基本理念である「神石高原町だからこれができる、私だからこれができる～一人一人が輝き、価値のあるしあわせを創造するまち～」の実現を目指して、各地域等で行われている様々な福祉活動に対して、支援体制の充実を図ります。

### 1 計画の推進

#### (1) 住民、関係団体・機関、行政の協働

本計画の施策を実現するためには行政だけでなく、自治振興会、民生委員・児童委員等の関係団体機関や企業等、そして何よりも住民の参画が重要です。

本町には、世代に関係なく住民同士が助け合う風土があり、今後は、お互い様の精神やちようどいいお節介の視点から助け合いのきっかけをつくり、具体的な活動までの協働支援体制を強化し、地域福祉の向上を図り、住民一人一人がしあわせになる環境づくりを進めます。

#### (2) 計画の普及・啓発及び地域福祉活動の発表・紹介の場づくり

住民が本計画の内容を理解し、様々な活動への協力・参加を進めることは、本計画を実行性あるものとするためには重要です。そのために、計画書の概要版の作成・配布とともに、町、社会福祉協議会、協働支援センターを核とした行事・イベントや地域の祭り等の場を活用し、具体的な取組や地域福祉活動等を紹介しながら、理解と参加・協力を求めるほか、各地区の協働支援センターが発行する広報紙そのほか様々な媒体・機会をとおして、住民への周知・啓発を図り、地域における主体的な活動を促進していきます。

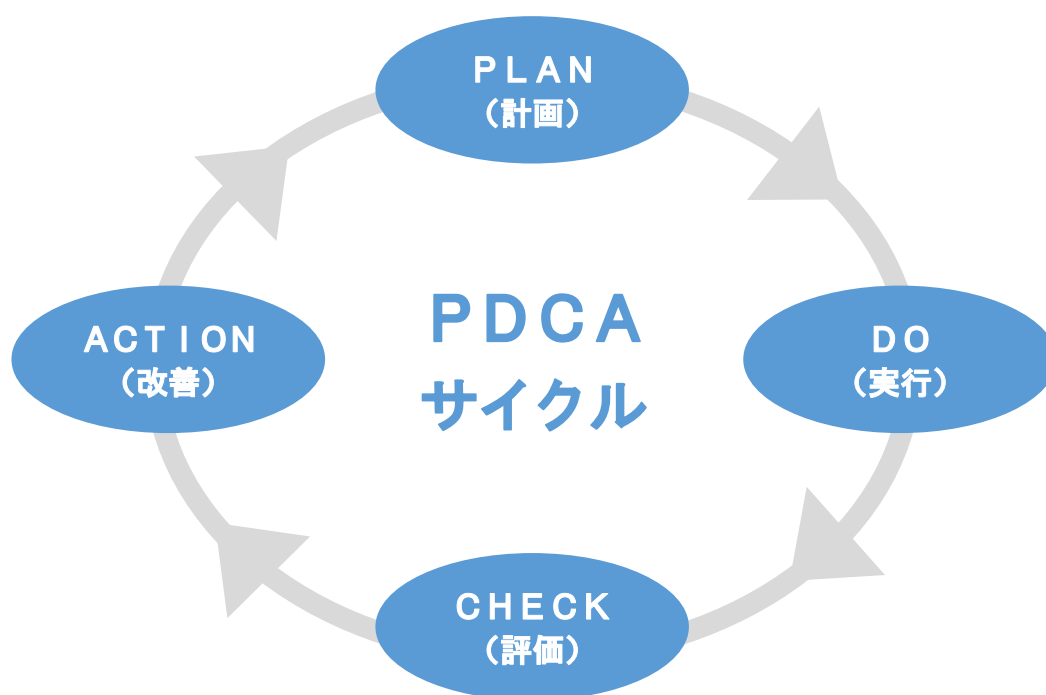
また、持続可能な地域を構築するためには、若者の存在は重要です。若者の考えや言葉に耳を傾け、若者が地域イベントや地域行事へ参加しやすいよう、環境を整えるとともに、若者が参加することで価値や満足感を得られるよう、地域の若者と意見交換しながら、若者がチャレンジできる「場」を提供できるよう努めます。



## 2 進捗管理と評価

本町の福祉施策全体と整合のとれた施策の推進を図り、庁内で連携を図りながら、地域福祉の推進に向けた取組について、各個別計画の取組を確認するほか、PDCAサイクルによる進捗の点検、計画の進行管理を行い、事業化や次期の地域福祉計画、地域福祉活動計画に反映できるよう、情報共有に努めます。

関連指標の目標年次はそれぞれ異なっていることから、本計画では、毎年、検討部会で進捗状況の確認を行うとともに、最終年度（令和6（2024）年度）に策定委員会で進捗状況の評価を行うこととします。



### 3 神石高原町地域福祉活動計画との整合一覧

神石高原町地域福祉活動計画との整合を次の表に示します。

神石高原町地域福祉活動計画		地域福祉計画
活動方針	実施項目	基本施策
地域のきずなづくり	ふれあいサロン事業の推進	1－(2) 多様な健康づくり 3－(1) 地域共生に向けた環境づくり
	地区社協との密な連携による小地域福祉活動の推進	1－(4) 活動のきっかけ、担い手の育成 2－(1) 情報提供・相談支援の充実 2－(2) 包括的な支援体制・権利擁護の充実 2－(3) 福祉サービスの質・量の確保
	福祉教育の推進	1－(3) 地域福祉の意識づくり
	ボランティアの向上・強化	1－(3) 地域福祉の意識づくり
	被災者生活支援体制づくり	3－(2) 防災・防犯対策の推進
	生活支援体制整備事業の推進	2－(3) 福祉サービスの質・量の確保
	支え合いによる暮らしの安心づくり	総合相談体制の整備
さわやかネットの推進		2－(3) 福祉サービスの質・量の確保
日常生活自立支援事業をはじめとする権利擁護事業の推進		2－(1) 情報提供・相談支援の充実 2－(2) 包括的な支援体制・権利擁護の充実
各種貸出事業による日常生活支援の推進		3－(1) 地域共生に向けた環境づくり
生活福祉資金の貸付事業の推進		2－(3) 福祉サービスの質・量の確保
地域人材確保推進体制整備事業の推進		2－(1) 情報提供・相談支援の充実
社協基盤整備		事業推進体制
	事業及び運営に関わる財源の確保	2－(3) 福祉サービスの質・量の確保

## 參考資料



## 1

## 用語解説

用語	解説	掲載ページ
<b>ア行</b>		
アウトリーチ	助けが必要であるにもかかわらず自ら申し出ない人たちに対して、公共機関などが積極的に働きかけ、支援を届けること。	10
安心通知	告知端末機の「通知ボタン」を押すと、登録した連絡先の告知端末機から音声通知が流れるとともに、電子メールが送信される通知システムのこと。平成23年7月1日からサービスを開始。	26
ICT	ICT は、Information and Communication Technology（情報通信技術）の略で、インターネットや携帯情報端末等のコンピューター関連の技術を総称したもの。	36
eスポーツ	「エレクトロニック・スポーツ」の略で、広義には、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉のこと。	52
インフォーマルサービス	介護保険のような行政が公式（フォーマル）に行うサービスではなく、ボランティア、NPO、社会福祉法人、企業等、地域の様々な主体による生活支援サービスのこと。	9 61
SOSネットワーク	認知症などにより、高齢者等が行方不明となった際に、情報をいち早く関係機関に伝達し、早期発見・早期保護につなげるシステムのこと。	51
LGBT	様々な性的少数者のうち、代表的なレズビアン（女性同性愛者Lesbian）・ゲイ（男性同性愛者Gay）・バイセクシュアル（両性愛者Bisexual）・トランスジェンダー（こころの性と身体の性が一致していない方 Transgender）の頭文字をとった、性的少数者の総称。	32 34 36 60
NPO	Non-Profit-Organization（民間非営利組織）の略で、営利を目的としておらず、様々な公益的な活動をする団体のこと。	9 21
オンライン会議	モニターやカメラ、マイクを使って遠隔地の人とコミュニケーションを取ることができるシステムのこと。	5 41

用語	解説	掲載ページ
<b>カ行</b>		
かがやきネット	告知放送の統一、テレビ難視聴地域の解消及び高速インターネット利用環境の整備を行うため、民間企業との業務提携をとおした光ファイバーケーブルによるサービスのこと。	61
活動の透明化	地域福祉活動等の背景や経緯、抱える課題等を住民にもわかりやすいように、丁寧に説明すること。	44 55
通いの場	地域住民の自主的な運営により、定期的に集まり、介護予防に効果のある体操（いきいき百歳体操等）を実施している場所のこと。	26 53 66
クーリングオフ	特定商取引法に基づく契約後一定の期間内であれば、無条件で契約が解除できる制度のこと。	59
子育て世代包括支援センター	母子保健法に基づき市町村が設置するもので、保健師等の専門スタッフが妊娠・出産・子育てに関する様々な相談や支援プランの策定、地域の保健医療福祉の関係機関との連絡調整を行う等、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する場のこと。	59 62
コーディネート	様々な人や物を結び付けたり、つないだりすること。	28
子どもの貧困	全国の子どものいる世帯の平均収入（手取り分）の2分の1以下の世帯の子ども達のことであり、「相対的貧困」という。	66
子ども食堂	地域のボランティアが子どもたちに対し、無料や安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取組のこと。	66
コミュニティビジネス	地域資源や人材を活かして地域課題をビジネスの手法で解決する事業のこと	54
<b>サ行</b>		
自主防災組織	地域住民が、自主的に住民同士で災害や火災等から身を守るために結成する組織のこと。	24 33 36 46 67
社会福祉協議会（社協）	民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織のこと。全国・都道府県・市町村のそれぞれに組織されており、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力等、全国的な取組から地域の特性に応じた活動まで、様々な場面で地域の福祉増進に取り組んでいる。	11 12 22 27 28 58 60 68
スクールカウンセラー	集団生活の場である教育施設で、関わる人間の精神的負担を少しでも軽くする等、心理相談業務に従事する専門職のこと。	59 62
スクールソーシャルワーカー	児童・生徒が抱える日常生活の悩み、いじめ、暴力行為、虐待などの問題に対し、保護者や教員と協力しながら問題の解決を図る専門職のこと。	59 62
主任児童委員	「民生委員・児童委員」の項を参照。	22 25

用語	解説	掲載ページ
シルバー人材センター	働くことを通じて生きがいを得られるように、定年退職者等の高齢者にライフスタイルに合わせた「臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務」を提供する組織のこと。 都道府県知事の認定を受けた公益法人で、市（区）町村単位に置かれている。	24 25 27 28 62 66
生活困窮者自立支援制度	現在は生活保護を受給していないが、生活保護に至るおそれがある人で、自立が見込まれる人を対象に、困りごとにかかわる相談に応じ、安定した生活に向けて仕事や住まい、子どもの学習などさまざまな面で支援する制度のこと。	59
生活困窮世帯	生活困窮者自立支援法に定義されている、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある世帯のこと。	57
制度の狭間	課題があるにも関わらず、既存の制度やサービスの対象とならず解決が困難な状態に陥っている状態のこと。	9 41
成年後見制度	認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない人が不利益を被らないよう、法律に基づいて保護し、支援することを目的とした制度のこと。	61
成年後見制度利用支援事業	認知症高齢者等判断能力が十分でない人の権利擁護と福祉の充実を図るため、成年後見制度を利用する必要があると認められるにも関わらず、身寄りが無いあるいは親族等による法的後見開始の審判が期待できない人について、町が審判の申立てを行い、費用負担できない場合は、町が負担する事業のこと。	61
<b>タ行</b>		
タイムスタディ	現場の作業員がある作業を行うのに、どれだけの時間がかかっているのか測定する分析手法のこと。	10
多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていく社会のこと。	61
地域子育て支援拠点	子育て親子が気軽に集い、交流を図り、子育て情報を提供する場のこと。	59 62
地域包括支援センター	保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士等の専門職員が高齢者に関する相談に応じ、地域で安心して暮らせるよう様々な機関と連携して生活支援を行う相談窓口のこと。	28 59 60 62
地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が切れ目なく一体的に提供されるシステムのこと。	5 6

用語	解説	掲載ページ
チームオレンジ	地域の認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みのこと。	61
D X (デジタル・トランスフォーメーション)	進化した I T 技術を浸透させることで、人々の生活をより良いものへと変革させること。	36 46 63
D V (ドメスティックバイオレンス)	配偶者やパートナー等からの暴力。暴力とは身体的に限らず、精神的、性的等あらゆる形の暴力が含まれ心身に有害な影響を及ぼす行動のこと。	5 41
テレワーク	情報通信技術 ( ICT = Information and Communication Technology ) を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。	5
特定健康診査	日本人の死亡原因の約 6 割を占める生活習慣病の予防のために、40歳から74歳までの人を対象に、メタボリックシンドローム ( 「メタボリックシンドローム」 の項を参照 ) に着目した健康診査のこと。	25 53

## 八行

パートナーシップ	関係機関または関係者が連携・協力することによって生み出される相乗効果を通して、単独では実現が難しい事業の目的を効果的に達成する仕組みのこと。	27
バリアフリー	子どもや高齢者、障害者等が生活する上での障壁 ( バリア ) を取り除くという考え方のこと。	66
ピアサポート	ある問題の当事者が同じ問題を抱える者を仲間の立場で支援し合うこと。	54
ひきこもり	仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせず、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態のこと。	57
ビジョン	事業を通じて成し遂げたいことや将来の目指したい像のこと。	8
P D C A サイクル	P l a n ( 計画 ) , D o ( 実行 ) , C h e c k ( 評価 ) , A c t i o n ( 改善 ) の 4 つ の 視 点 を プロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進する管理手法のこと。	69
避難行動要支援者	災害から自らを守るために安全な場所に避難する行動をとるのに支援を要する人のことで、一般的には、高齢者、障害者等を指す。	7 33 46 67
ふれあいサロン	地域内居住の高齢者等、町民の交流の場と社会参加のきっかけづくりの場として地域福祉活動の促進をはかる集まりのこと。	46 53 55 70
包括連携協定	地域が抱えている福祉、環境、防災からまちづくりまで多岐に渡る課題に対して自治体と民間企業が協力し、解決を目指す協定のこと。	51



用語	解説	掲載ページ
母子推進員	保護者の育児不安を軽減し、安心して子育てできる地域を目指して、地域で子育ての応援をする人のこと。	23 25
<b>マ行</b>		
民生委員・児童委員	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う人であり、児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援を行う人で、民生委員が児童委員を兼ねている。ただし、児童委員の一部の方で、児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている場合もある。	22 25 27 28 29 30 50 54 58 60 68
メタボリックシンドローム	内臓肥満に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わさることにより、心臓病や脳卒中などになりやすい病態のこと。	53 62
<b>ヤ行</b>		
ヤングケアラー	家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポート等を行っている18歳未満の子どものこと。	4
有償ボランティア	ボランティア活動の謝礼として金銭を受け取ること。有償ではあるが、給料ではない。また、交通費や宿泊費を渡す場合も指す。	54
ユニバーサルデザイン	障害の有無や年齢に関係なく、全ての人が快適に利用できるように製品や建物、街並み等を設計、デザインすること。	59
<b>ラ行</b>		
ライフステージ	人間の一生における幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期等のそれぞれの段階や、それぞれの段階における生活環境のこと。	30
老人クラブ	高齢期を健康で生きがいをもって豊かに過ごすことを目的として、60歳以上の人から加入でき、社会奉仕活動やスポーツ、学習活動、地域福祉活動等に、自発的・主体的に取り組んでいる高齢者の団体のこと。	22 25 27 30 55 62 66
<b>ワ行</b>		
ワンアクション	余計な作業を削ぎ落として一つの行動でできるようにすること。	34

## 2

## 神石高原町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する市町村地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に当たり，広く関係者等の意見を反映させるため，神石高原町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は，次に掲げる事項とする。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 地域福祉計画の進行管理に関すること。
- (3) その他地域福祉計画の策定及び進行管理に関して必要な事項

(組織)

第3条 委員会は，委員13人以内をもって組織する。

2 委員は，次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 医療関係者
- (2) 福祉団体
- (3) 福祉事業関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 地域住民組織
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他町長が認める者

3 委員の任期は，委員の任期は，3年間とし，再任を妨げない。ただし，委員が欠けた場合における補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き，委員の互選により定める。

- 2 委員長は，会務を総理し，委員会を代表する。
- 3 副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは，その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は，委員長が招集し，会議の議長となる。

- 2 会議は，委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は，出席委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

(検討部会)

第6条 計画の策定に関し必要な調査検討を行うため，委員会に検討部会を置くことができる。

- 2 検討部会の委員は，別表に掲げる課の長をもって充てる。
- 3 検討部会に部会長を置き，委員の互選により定める。

- 4 検討部会の会議は，部会長が必要に応じて招集し，会議の議長となる。
- 5 部会長は，必要があると認めたときは，検討部会の会議に委員以外の者の出席を求め，意見を聴くことができる。

(報償費等)

第7条 報償費及び費用弁償については，1回当たり6,000円の謝礼金を支給することができる。

(庶務)

第8条 委員会及び検討部会の庶務は，保健福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は，公示の日から施行する。
- 2 この告示の施行後最初の会議は，第5条第1項の規定にかかわらず，町長が招集する。

別表（第6条関係）

総務課
政策企画課
未来創造課
会計課
議会事務局
住民課
子育て応援課
保健福祉課
環境衛生課
産業課
建設課
教育課

## 3

## 神石高原町地域福祉計画策定委員会委員名簿

任期 令和3年7月26日～令和6年3月31日

	所属団体	名 前	備 考
1	神石高原町立病院院長	原田 亘	医療関係者
2	神石高原町自立支援協議会会長	矢壁 秀利	福祉団体
3	神石高原町民生委員児童委員協議会会長	古森 祐治	福祉団体
4	神石高原町社会福祉協議会事務局長	鎌田 智詞	福祉団体
5	特別養護老人ホーム シルトピア油木施設長	田中 瑞穂	福祉事業関係者
6	神石高原よつば工房所長	藤井 義弘	福祉事業関係者
7	神石郡 PTA 連合会母親代表	前林 裕子	教育関係者
8	神石高原町自治振興連絡協議会会長	宮野 元壮	住民自治組織
9	神石高原町女性会会長	小坂 芙美	住民自治組織
10	神石高原町老人クラブ連合会会長	松本 彰夫	住民自治組織
11	神石高原町協働支援センター連絡会議会長	藤岡 健三	住民自治組織
12	神石高原町副町長	森重 純也	行政機関

## 4 神石高原町地域福祉計画策定検討部会委員名簿

令和3年7月1日

職名	氏名
副町長	森重 純也
総務課長	瀬尾 浩康
政策企画課長	池田 孝介
未来創造課長	岡崎 謙
会計課長	瀬尾 明彦
議会事務局	砂田 香代子
住民課長	内藤 佳治
子育て応援課長	赤木 まゆみ
環境衛生課長	森山 郁夫
産業課長	豊田 達哉
建設課長	高石 徹朗
教育課長	矢川 利幸
保健福祉課長	松井 和寛
保健福祉課長補佐	岡崎 玉江

## 5 神石高原町地域福祉計画策定経過

### 【令和3年】

月日	会議等	内容・対象
7月 1日	第1回 策定検討部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画策定の進め方・スケジュールについて</li> <li>・策定委員の委嘱について</li> </ul>
7月 19日	関係団体 ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神石高原町社会福祉協議会</li> <li>・神石高原町民生委員児童委員協議会</li> <li>・神石高原町自治振興連絡協議会</li> <li>・神石高原町地域自立支援協議会</li> <li>・神石高原町青年会</li> <li>・神石高原町PTA連合会</li> </ul>
7月 21日	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神石高原町シルバー人材センター</li> <li>・神石高原商工会</li> <li>・神石高原町女性会</li> <li>・神石高原町老人クラブ連合会</li> </ul>
7月 26日	第1回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員紹介</li> <li>・委員長，副委員長の選出</li> <li>・策定方針について</li> <li>・計画策定の進め方について</li> <li>・グループインタビューの実施について</li> </ul>
8月 10日	グループ インタビュー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・油木高校生</li> </ul>
8月 10日	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三和地区</li> </ul>
10月 1日	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・油木地区</li> </ul>
10月 5日	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神石地区</li> </ul>
10月 6日	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊松地区</li> </ul>
10月 19日	第2回 策定検討部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉計画の骨子案について</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> <li>・第3回神石高原町地域福祉計画策定検討部会 日程調整</li> </ul>
11月 11日	第3回 策定検討部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉計画の素案について</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> <li>・第4回神石高原町地域福祉計画策定検討部会日程調整</li> </ul>
11月 26日	第2回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉計画の素案について</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> <li>・第3回神石高原町地域福祉計画策定委員会日程調整</li> </ul>

### 【令和4年】

月日	会議等	内容・対象
1月 13日	第4回 策定検討部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントの結果について</li> <li>・地域福祉計画の素案の最終検討，承認について</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> </ul>
2月 21日	第3回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「まん延防止等重点措置」の適用に伴う新型コロナウイルス感染拡大防止のための集中対策期間の延長のため，素案修正及び最終検討，承認等を書面表決</li> </ul>